

婦人少年者

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可 昭和三十三年六月五日発行（毎月一回五日発行）第五卷 第六号



住込年少労働者の実態

6 1957

婦人少年協会



III. Takahashi - 57-



《雨にも風にもまけぬ教室—閲覧の状況》（本誌12頁参照）

婦人と年少者 五巻六号 目次

レクリエーションと労働	竹内外之
身体障害者年少者の職業補導と就職指導	宮崎吉則
強風の中のこどもたち	五島貞次
八王子織物従業員の待遇改善について	阿木武男
「雨にも風にもまけぬ教室」その後	立石多真恵
働く年少者の考え方	八木あき

資料室

主として商店等を使用される住込年少者の実態と問題点	15
住込年少労働者の生活時間（工業）映画・演劇子役の労働実態について	18
三・四月の婦人界の動き	22
労組婦人のページ	26
戦後における婦人問題文献目録（13）	31
女子の就業数と完全失業者数・平均現金給与	38
婦人の職業に関する連絡協議会開催要領	44
「新聞を配る少年保護育成の会」設立について（東京婦人少年室）	28
婦人少年協会東京支部だより	30
婦人少年局ニュース	32
「雨にも風にも負けぬ教室」閲覧の状況（写真）	表紙の2
表紙	表紙の3
扉・カット	表紙の4

塚谷政義・甲斐仁代



レクリエーションと労働

——ソーシャル・ツーリズムについて——

竹 内 外 之

婦 人 と 年 少 者

一、年少者と休息

休息のとり方は働き方に影響を与える。とりわけ十八歳未満の年少者の場合は、大人の場合より、より明白にあらわれる。経営者の中には、未だに労働者の休息の問題は、経営の生産面とは全く切りはなされた別個の問題であるかのようによつてのみ、生産を向上させようと思図するむきがある。

しかし労働時間の延長が何ら生産を向上させる結果にならないということが、労働科学によつても明らかになつてゐる通り、人間の労働における肉体的限界が生産を停滞させ、あるいは遠い将来においては低下させることになる。

従つて生産の向上は労働時間の延長より、むしろ健康で知能的な労働力としての素質を高めることについて目をむける必要がある。それ故に技能教育や、職場訓練によつてこの充実を図ることが必要なはいうまでもないが、一

方職場をはなれた休息の時間や場所についても成長に役立つような配慮が望まれる。とくに十八歳未満の年少者は、周囲の影響を敏感に受けやすいので、労働時間外の生活について、楽しい時間と環境が与えられるなら、年少者の健康をまもり、精神的な向上にも役立ち、このことは労働者の素質の向上を意味する結果となる。この発展こそ労働生産性の高度化をもたらす重要な要素である。

しかし年少者の現状は、健康的な休息時間が送れるよう配慮されている場合はほとんどまれである。年少者の大部分は、大人の興味をそよるような好ましくない環境で、無計画的に、情性で時をすごしている。このことは年少者にとつて不幸であるばかりでなく、経営者自身および日本全体の将来の産業の面からも注目し得ることである。

労働基準法が施行されてから十年、労働条件の向上につとめて来た経営者が、さらに健全な

休息の意義についても関心をもち、年少者のためのたのしい憩いの場や時間を考えるなら、将来の労働生産向上の上にさらにめざましい発展が期待されよう。

ただ労働時間をはなれた生活時間は、あくまでも労働環境をはなれた私生活であるので、この点を十分に考慮しなければならない。職場の管理者がそのまま労働者の生活までも管理、拘束するのであれば、労働者はいきをつくひまもなく、むしろ有害とさえなる。また指導の面を強調しすぎて、大人の判断基準のおしつけになつても、これまた年少者の成長をばむ結果ともなる。この点が最もむずかしいが故に労働時間外の生活の指導は、経営者にとつてやつかいな、あるいみでは、努力のしがいのない問題である。しかし、現状をみわたす通り、年少者の成長を促すような健全なたのしみや、憩いの場のすくなくとも事実であるなら、なんとかその対策を講じなければならない必要性も痛感される。

それ故に昨年の働く年少者の保護運動の年少者の福祉研究会においても、それが要望されている。全国でたつた一つではあるが、「年少者のホーム(仮称)」が建設計画中であるのも、この意味から極めて有意義なことである。将来このようなホームを中心に、計画的に年少者の福祉のための種々の活動が展開するなら、年少者の労働生活の意欲をたかめる上に大いに役立つであろう。

欧州においては、早くから労働者の休息につ

いる段階にまで達している。

スエーデン

この国でも最低十二日間の有給休暇が、すべての労働者に強制的に与えられている。この休暇の有効な活用のために、RESO(大衆旅行休暇協会)の活躍がある。この組織は今から二〇年前に、低廉で旅行ができるよう便宜をはかることを目的として、労働組合の提案によつてつくられたものである。その後、この組織は美しい自然の環境の各地に旅行センターを設立した。勤労者は村人と生活をしみながら、心ゆくまで休養することができ、またこれらのセンターを中心に、外国人との交友を深め、文化の交流の機会さえも持たれている。

また、この国には主婦にも休日がある。「主婦休日デー」を設け、十日間の休日がある。

宿泊料は割引され、国または地方機関から諸経費の二〇〜三〇%が補助され、往復乗車券も支給してくれる。

また子供の多い家庭では、経済的理由で出かけられないということもあるので、このために家族厚生法によつて、経済援助や「主婦用特別の休日ホーム」に案内してくれる。

さらに学童に対する休暇は、地方児童福祉委員会によつて管理、準備され、母子供も安心して休養とレクリエーションが与えられるよう配慮されている。

こうして年々主婦の休日デーの意義は深められ、どんなところで働く人々のためにも社会福

婦 人 と 年 少 者

いて深い関心をもち、休暇や休日の健全な生活のために、組織的な活動がつづけられ、今日に発展している。その一つの例を次に紹介し、参考に供したいと思う。

二、ソーシャル・ツーリズムについて

昨年内閣観光事業審議会は、欧州の社会福祉事業の状況を視察したが、欧州の「ソーシャル・ツーリズム」の活動について、次のように報告している。それによれば、勤労者の休暇制度は、立法的措置により、完全にまもられ、そのたのしみのために、国や地方公共団体は、宿泊施設やレクリエーション施設を建設して、働く人々の福祉の向上をはかっていると述べている。次にその状況を紹介してみよう。

デンマーク

○年次休暇はどう決められているか

この国では、商工業に従事するもの、農業・家内労働者・公務員等すべての労働者・職員は五月二日から九月三十日までの期間に、最低十二日間連続して休暇をとるよう、法律で定められ、この権利を放棄することはできない。

農業や特別の事情のある商店や事業の若干の例外をのぞいては、使用者は、この期間中に休暇を与えるようにし、一か月前までに当人に休暇日を知らせなければならぬ。この努力をばらわれない時は罰金がかせられる。そしてこの休暇中は休暇手当が使用者から支給される。

○休暇手当というのは――

これは、通常支払われる賃金の六五%であるが、しかしこの基本となる賃金は、あらゆる諸手当を加算したもの、例えば食事費や住居費等の現金換算額を加算したものであつて、これに基づいて計算される。そして休暇手当は使用者から郵便局管理の休暇切手として渡され、使用者証明のある休暇スタンプ帳をえて、郵便局で現金化する。これは確実に現金が労働者に渡るための措置である。

○休暇はどう過ごすか

さて、このようにして認められた労働者の休暇をたのしく、有効に送れるように、各地方の自然の美しい地域に休暇センターが設けられ、「勤労者旅行協会」は、宿泊や旅行一切の便宜をはかつてそこに案内してくれる。

多くの個室が用意された休暇ホーム(宿泊施設)は、家族連れでも生活をたのしむことのできるよう、充分に設備されている。また滞在費を節約するために、多くのコテージもたてられ、自炊もできる。そこには商店も食堂もあり、この期間中は、一つの美しい村の風景が展開される。こうして労働者は自由な、美しい、自然の環境の中で、充分に休息し、楽しみながら、一年間の英気をやしなうことができるのである。

以上のような働く人々の権利は、国の徹底した政策のもとに確保されてから、二〇年もの歳月を経て来ている。現在では、無職の主婦にも短期間の休暇が与えられるよう、「主婦休暇委員会」が設立され、各方面によびかけを行つて

社活動は、年々高い段階へと発展している。
以上二つの例でみられるように、働くすべての人々が、季節のよい期間に、家族連れでも、あるいは友人達とでも、健康的な娯楽と、充分な休養をたのしむことができるのである。この喜びは、その後につづく労働生活を豊富なものにするであろう。

三、わが国では――
この欧州の例は、我が国の現状からみれば、はるかに高い水準である。

我が国でも労働基準法は、年次有給休暇の制度を決めている。しかし大企業をのぞいて中小企業のほとんどは、実際に利用しているところは少ない。そればかりでなく、週休制であるべき休日も、正しく与えられない現状である。したがって前項の例は、わが国にとつては、理想郷の感がある。

しかしどんな企業でも、商店でも、春秋二回の行楽や、盆、暮、正月等の休日――古い形態

障害者の職業更生は年少者から

私は今から九年前の昭和二十三年に、現在の補導所の第一回の補導生――全国から主として肢体不自由者五十二名を預かり、一年間職業技術をさずけて就職させる仕事を始めましたが、その時の補導生の平均年齢は二十四歳でありました。また補導科目は、洋服、洋裁、時計、義肢、木工のわずかに五種目でした。

私は医者や教育者の協力を得て、戦後初めてのこの事業に精魂を打ち込んだのでありますが、日がたつにつれ、次の三つの大きな問題にぶつかったのです。

一、五十二名のうち適当な整形手術をすれば、現在の状態よりよくなる人が十五名もいる。また急激な作業のため病氣再発するものや内科系の疾患者の続出すること。
二、読み書きの全然不能の者が五名もあり、全般に著しく学力知識がひくいこと。
三、極端に社会性がなく、ヒガミが強く、偏屈で、強い劣等感を抱いていること。
もつとも中には軍隊経験のある傷兵軍人とか、社会で相当働いていて、後天的に障害を受けた人で、非常

ではあるが――は与えている。こうした休みはたいいていの場合、帰省したり、親戚街で飲み食いしたり、興味や好奇心をそそる商業宣伝にのつて、手近な娯楽を手あたり次第求めて、それが楽しい喜びだと思ひこんでいる。こうして年少者はいつとはなしに享楽主義となり、高度な知能の発育をとめてしまふ。これでは全人格的に優秀な労働者は期待できない。

もしも従来の休日制を利用して、一年の間にいく日か、年少者だけを対象として、ハイキングなり、旅行なり、娯楽を計画し、実行できるように配慮するならば、また、一日の労働が終わつてからも、健全な娯楽や憩いの場が与えられるなら、年少者の喜びはどんなに大きいものであろう。「働くことに喜びをもて」と説明しても、大人に囲まれ、きびしい労働環境の中では、抽象的にならざるをえない。それ故に職場での年少者の扱い方が、労働意欲をたかめる上に大切であると強調される所以でもあるが、労働時間

外についても、素質をたかめ、発展させるよう計画だて、組織だて、環境づけてやることが望ましいのである。

年少者の福祉の問題は、心ある人々の大きな関心事である。前述した「欧州におけるソーシャル・ツーリズム」の状況を一つの参考に、従来の労働外の時間や、休日を正しく活用できるよう、個々の事業場でも、また地域の事業主、有識者等が協力して方策を講じるなら、年少労働問題の解決の上に新しい発展が期待できる。

上記の好例も、長い年月の努力により今日に至つたものである。われわれの現状では単なる理想とみられるおそれもある、これらの措置の実施について、ついやされた努力と識見とが、わが国の現状の中で、芽生え、成長してゆくことが、そのまゝ、われわれの社会の発展の力ともなるものであろう。

――労働省年少労働課長――

にすぐれた人もありましたが、概して右の傾向が強く現われていました。

これらの人をわずか一年で社会に参加できる職業人に仕立てるこの仕事は、ほとんど不可能に近い困難な仕事ではないかと思ひました。では、これに対する処置はどうすればよいでしょうか。私の考えたところでは、次の事項が是非とも必要だと痛感されました。

○所内に整形外科を中心に内科も持つた病院をつくること。

○職業教育の前の普通教育をさずけること。また寮生活を通じて、職業補導以外の行事、レクリエーション

身体障害者年少者の
職業補導と就職状況

宮崎 吉 則



ンを奨励して、障害者の持つていいる心理的欠点を矯正すること。
○こんなに大きくなるまで放置しないで、年少の時に治療と教育が同時に行える小・中学校の施設をつくること。

そこで翌年の六月には、ささやかながら病院を開設するはこびになり、九月には二十五名の子供を病院内にあずかり、今日の整育園の端緒をひらき、翌二十五年十月一日には、日本で唯一の肢体不自由児学校であつた光明小・中学校の分校を設置することにまつたのであります。

この実現には当時も今も知事である安井先生、また労働局長である林武一先生の並々な御援助を受けたのです。現在の国や都の行政機構では、病院や児童の療育施設は、労働行政の範疇外であるということとで、財団法人組織のものを公共施設内に併置したのですが、この実現をみるためには、今

第1表 身体障害者公共職業補導所の発展経過

年度	補 導 種 目	所 内 機 関	予 算	職員	対象者
23	洋服・洋服・義肢・時計・木工・建築・板金	障害者補導所	13,196,464円	25	114
24	刻印・建具＝増設	病院・整育園・共同作業所＝増設	81,820,224円	93	338
25	塗装・製靴・アケビ＝増設	光明小中学校＝増設	77,897,994円	158	464
26		保育園＝増設	93,693,681円	205	600
27	編物＝増設		110,193,076円	224	725
28～30	(省 略)				
31	和裁・電工＝増設		119,342,513円	241	826

〔注〕 対象者は障害者・一般者・入院患者・肢体不自由児(光明小中学校)・保育園児の総数

第2表 所内障害者内訳

障害者補導生	239名 (20歳未満 120名)
同 作業員	37名
肢体不自由児	110名
入 院 患 者	62名
職 員	13名
	461名 (うちアケビ者22名、精神薄弱者20名)

私は九年前「この補導所には停頓はない、同時に完成の時期もなかるう」――この障害者たちも、もしも自分の子であつたら――これをモットーでやってきましたが、

その発展経過は第一表の如くであります。
私はこうして九年前に約二千名の身体障害者を取扱つて、うち七割(千四百名)をどうにか就職させ、その目的を達したのでありますが、障害者の更生は、医学・教育・心理・職業の総合行政で、その一人々々についてのケースワークであり、全国に大人子供二百万といわれる障害者の更生には、そのうち約半数を占める年少者の教育と職業補導が重要であると信じています。

補導生の年齢は次第に若くなる

私のところは年二回(四月と十一月)全国から身体障害者補導生を約百二十名ずつ入所させていますが、第一期生が平均二十四歳であつたのが、現在入寮中の十七期生は二十一歳、十八期生は二十・七歳と次第に若くなつています。これは終戦後急激に発展した障害者に対する諸般の法律の制定や、障害者に対する社会の認識が深まつたこと、また障害者自身世の中に希望を見出し、家族の人も従来のごとく隠してや飼ひ殺しにすることなく、義務教育に就学させるようになったからでありましょう。とくに障害の原因が、外傷や

第7表 時計科基本実習

1 か月目	工具手入 (錆落とし・具合直し・柄のすげ方) ヤスリ作業 (掃除具製作)	時間 3.5 21.0
2 か月目	大物修理 熱処理 (自作工具の焼入れ焼戻し)	68.0 61.5
3 か月目	掛時計の分解 (掃除・注油・調整)	17.0
	ヒゲ金舞修理 (捲直し・間隔水平直し)	15.0
4 か月目	目覚時計の分解組立 (分解・組立・部品の名称)	19.0
4 か月目～ 12 か月目	——(応用実習)——	

基本実習時間合計 205 時間

第6表 洋服科基本実習

1 か月目	運針 運針・切縫・置縫 ミシン実習(踏み方、掛け方)	時間 27.5 35.5 23.0
2 か月目	基礎縫 (千鳥縫・まつり・そりからげ・ かんぬき・穴かがり・釦付)	53.0
	ズボン部分縫 (フラップ・天狗前立・ビスボ ケット・インサイドポケット)	25.0
3 か月目	ズボン部分縫 縮絨法とズボン仮縫	20.0 13.5
	チョッキ部分縫 (箱ポケット、裏ポケット)	49.0
4 か月目～ 12 か月目	——(応用実習)——	

基本実習時間合計 246.5 時間

過去の補導生の就職状況をみて、雇用主は若い者をよる傾向があります。これは年少者が比較的使いやすい、また今の中小企業で雇用主側の希望する、一番大切な定着性からいって長く使える、自分の店のやり方を仕込める、安い賃金で使えるといったことで、年少者が年長者よりよることは、はつきりいえることです。

雇用主は年少者をよる

過去にも述べたように、寮生活を通じて、障害者を社会的に訓練するというのが当所の一貫した方針ですが、その一つの現われとして、補導所生活一年を通じて楽しい思い出をつくるよう、色々な行事をやっています。春には記念祭、夏には水泳大会や盆踊り、秋には運動会、冬にはクリスマス、このほか時々折々に囲碁将棋大会、弁論大会、映画観覧会などを催し、これらを通じて、障害者の片寄った頑なな気持ちを解きほぐし、社会人としての人間形成につとめています。

第8表 第16期補導生年齢別調

15歳	16歳	17歳	18歳以上	20歳以上	25歳以上
21.5% (21名)	18.3% (17名)	5.5% (5名)	20.4% (19名)	26.7% (25名)	7.6% (7名)

新制中学終了後(十六歳)二年ほど職業補導するものが、あらゆる面で理想的であるといえるのであります。

(東京都身体障害者公共職業補導所長)

職業指導の実践

本書は日本職業指導協会が創立三十周年の記念行事の一つとして、中学校、高等学校の職業指導実践記録を全国的規模で募集し、その多数の応募記録文の中から慎重に選んだ九篇をとりまとめたものである。執筆者はいずれも地方の熱心な職業指導の実践家であり、その豊富な経験はこの道の理解と推進に役立つであろう。

日本職業指導協会編 職業指導の実践
A五判二五四頁 定価三〇〇円 送料四〇円

第4表 優等者年齢別

15歳	16歳	17歳	18歳以上	20歳以上	25歳以上
2.4% (4名)	3.0% (5名)	5.2% (9名)	12.1% (21名)	35.8% (63名)	41.5% (73名)

常人の場合と変わらないことですが、新制中学卒業直後の補導生は遊びたい盛りで、作業意欲に乏しかったり年長者に比し理解力が劣るのはやむをえないけれど、職業補導に当つては、指導員が特別の注意を払い、仕事に興味を持たせ、或いは寮生活その他行事を通じて、生活を楽しくさせるように注意を払っています。

なお私の方では、一人々々の成績の採点をする場合には、次のような分類方法を用いているのです。

普通学科・専門学科
各一〇〇点(計二〇〇点)
作業意欲・作業態度・生活態度

第3表 補導生の障害原因割合

種別	戦傷災	鉄道工	交通事	その他	先天性	後天性
%	2.3	5.7	4.1	11.5	16.9	59.5

ら事故や後天的の疾患によるものが多く、昔のように「親の因果が子に報い」る思想が漸次なくなつてきたためと思えます。また障害者でも働かねば食つていけない社会状況もさらに療育によつて普通人に劣らぬ生活ができるという障害者自身の自覚も、補導所入所希望者が増え、年齢の若くなつた原因として見逃がせないことで、本人の更生にも嬉しい傾向です。

次に私のところの補導生の障害原因をみると第三表のような割合になります。

年少者は作業意欲作業態度は劣るが技能の進歩は早い

第5表 障害部位別技能進歩表 (男子服科)

部位	例	年齢	学歴	IQ	1 か月			3 か月			6 か月		
					速度	技術	計	速度	技術	計	速度	技術	計
上肢	a	18	新高	109	50	70	120	58	78	136	60	80	140
"	b	15	新高	68	45	65	110	55	75	130	60	78	138
下肢	a	19	新高	94	55	60	115	70	78	148	75	85	160
"	b	26	小	63	65	65	130	70	75	145	75	85	160
聴力	a	18	中	99	60	60	120	75	75	150	80	85	165
"	b	21	小	61	70	68	138	77	78	155	80	78	158

(備考) 1. IQの高者は、IQの低い者をa、bとす
2. 速度は、速度の点市場と3は一般修業3年以後の者
3. 技術は、技術の点市場と3は一般修業3年以後の者

部分技能・統一技能・工具整備・理解力・進歩
各一〇〇点(計三〇〇点)
各二〇〇点(計五〇〇点)

総計一、〇〇〇点を最高標準にして、総獲得点数八五〇点以上、一課目最低六〇点以上、欠席十分の一以上の者に優等賞をさすけていますが、職業補導所は最終の目的を一般社会で雇つてもらえる技能と人柄の養成におく、すなわち就職させることであるので、人柄に非常なウェイトをおくわけでは、一般者に比べ、より高度の技術を習得させなければなりません。

さきに述べた採点方法で、今日までの優等生総数一七七名を年齢別にみると、第四表のごとく補導一年間の成績では、年少者は年長者に比べて劣っています。しかし、一度意欲を持たせたあかつきには、年少者は技能の進歩が著しく早い長所を持っています。

職業補導における技能習得の相違は、障害者の障害の部位・程度・年齢・学歴・知能指数、それに教え方によつて支配されることはいまでもなく、一概に論断することはできないが、第五表の男子服科の技能進歩の一例を見ても、年少者は年長者に比し、速度の向上が著しいことがわかります。とくにズボン縫製程度の作業では、学歴も知能指数も、その技術には極端な差異は認められないのです。

また聴力障害者は、年齢に区別なく、理解させることは困難であります。一度理解すると、肢体不自由者に比べて、平均進歩が高まることを見受けられるのは、作業中の注意力の集中とか、体力の耐久力のためと思われ(第五表)。

右の事実はある意味において低学力者、年少者に技能をさすける範囲が広くなり、職種によつては職業補導も可能であることを示していることになります。

いづれにせよ、年少者の職業補導には格段の注意を払い、技能習得のカリキュラムとともに、仕事に対する興味を持たせ、職業人としての人格養成——しつけが必要であります。

しつけ

私は新たに入所してきた補導生に、次の四つのことを約束するのを常としてしています。

1. 日記をつける
2. 笑顔で暮す
3. よい本を読む

強風のなかのこどもたち

—街商児童の実態を見る—

五島貞次

ネオンとタバコの煙りと、ワルツの騒音と、そして踊り狂う酔客——
夜十時を回った銀座裏のバーの片すみで飲んでいると、入れかわり立ちかわり花やチェーインガムを持つたこどもたちが近よってくる。かぞえてみたら一時間もたないうちに十人。みな小学生か中学生と思われ、少年少女たち、生気と表情を失った彫像のような顔だ。

仕事の種類と家庭環境はどうか

いつたい、彼らはどんな生活をしているのだろうか。わたくしは早速警察から資料をもらい、新聞社にも調べてもらった。街商児童と呼ばれるこどものなかには、飲み屋に入らないで街頭だけでせくものもふくまれるが、商売の内容は、花売り、菓子売り、新聞、宝くじ売り、納豆売り、辻うら売り、くつみがき、ハーモニカなどの遊芸のほか、こじきをしているものもある。

彼らはどんな家庭のこどもか。警視庁がさる四月十五日夜、新橋・銀座の盛り場で七十四名の街商児童を調べたとこ、両親のあるものが三十三名に対して、父親のないものが三八名、母親のないもの

のが三名、合計四十一名で、親のないものが過半を占めている。大阪府警察本部が今年始めに捕縛した百十名のうち両親のあるものが七十一名に対して、父親のないものが二十三名、母親のないものが十五名、継母一名、また兵庫県では昨年二月の調査によると、百八名のうち両親のあるものが六十八名（うち継関係六名）に対して、父親のないものが二十二名、母親のないものが十五名、両親ともないものが三名いる。これらの数字は特定の期間に警察のアミにかかったものだけだから、全国の大、中都市の実数はとうてい推定できないが、いわゆる欠損家庭が非常に多いことが分かるのである。

人間の命運はきわめて複雑で、微妙な条件によつて決まる。先天的遺伝素質、受胎中の母親の心身の状況、生まれてからの環境、心身の養育条件、意志などさまざまな型が作られるのである。その意味でよい社会のよい市民を作るには、すべての分野の社会政策が充実しなければならぬが、そのなかでも家庭が、人間形成のもつともたいせつな場であることはいうまでもない。この家庭を支える二本の柱がともに倒れ、あるいは一本が折れれば、家に吹きつける社会の風圧は一段とはげしくなり、経済的、教育的、心理的な欠陥や圧迫がこどもに伝わって、街商のような行爲におちいりやすくなる。

もちろん、両親のそろった家庭でも、失業・病氣による貧困だけでなく、父母の不和、性的退廃、教育や道徳感情の不足がこどもの人格をゆがめ、崩壊させることも少なくない。東京の十三歳の少女は、両親とも健在で父は古物商をやり中流の生活をしていて、日本舞踊の名取りになりたければかりに、昨年八月ごろから月謝代かせぎに新橋で花を売り、一か月に一万四千円の収益をあげていたという。教育・監督が足りないが親の虚栄からであろう。

しかし、欠損家庭といなどを問はず、こどもを街頭にかりたてるいちはば多い動機は貧困のようだ。貧困といつても、その原因は失業、傷病、働き手の死亡、父の放蕩などいろいろだが、東京で捕縛のアミにかかった七十四のうち、中流家庭は七名に対して、下流六十四名、極貧三名、大阪では百十名のうち中流はたつた二名で、下流五十四名、極貧五十四名、兵庫では百八名のうち中流七名、下流四十五名、極貧五十六名にのぼり、低所得層が圧倒的に多い。

浮かびあがれない貧しさのドロ沼に、いたましいものがたりが限りなくこらえてついている。大阪で中学二年の少女、小学校二年の少年、小学校一年の少女の三姉妹が辻うら売りをしていた。父親は日雇い夫だが酒におぼれて家庭をかえりみないため母が家出してしまった。そのあと兄や姉が住込み工具として働いたが生活できないので、まえに母がやつていた辻うら売りをし、一か月に八千円程度の収入を得て家計を助け、学校もただ籍があるだけのありさまであった。これは母子相伝の辻うら売りが、母子アベックもある。やはり大阪で小学校六年、五年の姉弟は、父親がなく母親が手内職をしてこどもを育てていたが食えないので、昭和二十九年ごろからこどもを連れて飲食街で辻うら売りをしていた。こどもが大きくなつたので母親は辻うらの仕入れをもち、ほかのものも売りさばくとともに、こどもにも深夜まで売らせて一か月九千円の収入をあげ、母親はわりにハダな生活をし、こどもたちも小づかいをもらえるうえ、盛り場に出入りすることに興味をもち、学校も欠席がちだった。貧しい母子家庭にあらがちな悲しい結末である。

悲惨なものはいくつでもあつた。六人家族がここのはじめに岐阜県から兵庫県に転入し、知人の宅に同居したが、この家は四畳半の部屋が二つあり、そこに円まで六十二名、一万五千円が一名いた。

深夜業といつても、これだけの収入は、生活にあえぐ保護者や家族には、生命のツナであり大きな魅力だ。こどもにこころのなかでわびながら街商をやらせることもあろう。困つたらこどもが助けるのは当然と思つていられるものもある。また、こどもをくいものにする悪質な親も少なくあるまい。こどものなかにも、家族を救う善行と考えているものもある。よくないことだがしかたがないとききかかっているものもある。また、自分の小づかいをかせぐ手段として、仕事に次第に興味をもつてくる場合もある。しかし、動機が何であらうと、こどもたちに街商をやらすことは、彼らの将来をゆがませ、社会に悪影響を与えるから、あらゆる福祉、保護政策の手を打って防がなければならぬ。

ひどい親も少なくない。大阪のあるオケ屋は妻に死なれ長男をかかえて仕事も思うようにできない。もともと好きな酒が一日とつり、生活に困つたあけく、昨年七月ごろから連日十一時ごろまで長男に盛り場で辻うら売らせ、一日の売上げが七百円から千円になった。自分が仕事をやるよりもうかる。味をしめた父親は、売上げ金をみんな取り上げ酒代にあて、連日辻うら売りを強制するので、こどもが逃げ回つていけるのを近所の人が見かねて一週間ほどかまつたが、現在は保護施設に収容されているという。こういう悪質な親にはきびしい再教育なり処罰が必要だ。それで効果がなければ、こどもを親から引きはなして保護すべきである。

こどもは自分のものだから働かせるのは自由だといふあやまつた考えもまだ根強く残つていける。彼らには、こどもはけつして親の私有物でない、社会の公共の主であることを、児童憲章や児童福祉法、保護司、婦人少

二世帯十二名が雑居している。父は日雇労働者で収入は一か月に三、四千円しかなく、母は病氣だが果も買えず、八歳の少年が街商をやつて家計を支えている。これも兵庫県の例だが、実父母姉妹の八人家族で、父はぜん息で働けないので、弟と二人で辻うら売りをしている十五歳の少年、艶歌師の養女となつたが、学校に行かないで、キャバレー、バーなどで歌いつづけ、月に小づかいとして千円ほどもらつてい十四歳の少女もいる。

「貧乏人の子だくさん」という古めかしいことわざは、電波と原子力文化の現代でも変らぬ法則のようだ。大阪で発見した街商児童百十名のうち、兄弟姉妹の二名以下のもは三十四名なのに、三名あるもの二十六名、四名が二十四名、五名以上が二十六名で、三名以上が六十九パーセントにのぼつてい。兵庫県でも百八名のうち、家族五名以上七名以下が四十五名（四一・七パーセント）でいばば多く、三名以上五名以下は三十五名（三一・四パーセント）と下り、八名以上の大家族が十八名（一六・六パーセント）おり、結局五名以上が六〇パーセント近くを占めている。家族が多ければ、保護者だけの働きで支えきれず、かるうじて支えていても、いつたん保護者が死んだり、病氣やケガで働く能力を失えば、そのしわはこどもによせられてくる。街商児童の悲劇は大家族の重圧ときわめて深い関連を持つていようだ。

産児調整も一般国民のあいだにかなり宣伝、啓発が行きわたたり、出生率もへつてきたが、どういう層が実施しているかをもう一度見直す必要がないだろうか。生活も安定し、教養も高い中、上流家庭が計画出産で、少なく生み優秀に育て、また大企業、大会社が社員の家族に行きとどいた産調指導を行つて

年少者協働員、その他あらゆる機関の関係者が救済してやらなければならない。しかし、こどもが働かなければ一家が飢え死ぬとしたら何とかしなければならぬ。生活保護法でぎりぎりの最低生活は保障されているが、いまの保護費では、はたして人間らしい生活ができるか、はなはだ疑問だ。最低生活を保障するのではなく、最低生活にしばらくつづける法律だといふ批判も出ている。病人にリンゴを食べさせたいと思つて内職をすれば、それだけ扶助料を削られる。それに基準の適用がきわめて厳格だ。百数十万の被保護家庭のすれすれの地帯に二十万の低所得層が、明日の希望もなく、極貧のドロ沼に転落の危機におびえながらよどんでいるのである。社会保障政策の思い切った切りかえを待つばかりだ。

不就業、長欠児童をなくせ

貧困がこどもに及ぼされる、生活の重荷が彼らの肩にのしかかると、一日でも多く働くようになる。東京では一月のうしろ十五日未満十七名、二十日未満三十一名、二十五日未満二十三名、三十日未満三名となつており、大阪では十日未満八名、十五日未満十三名、二十日未満三十一名、二十五日未満十八名、二十五日以上が四十名の多数にのぼっている。兵庫では十日程度二名、十五日十五名に對し二十日三十六名、二十五日三十六名、二十五日以上十九名で、二十日以上が九十一名（八四・二パーセント）に達している。家族を守るために働かされているいたましい姿だ。

こういうこどもが満足に学校に行き、十分な教育を受けられるとは思えない。街商児童の出席状況の資料は得られなかつたが、兵庫県の調査によると、九十八名の半数近い四十六名が不就業となつてい

る。そのうち小学校のはじめから学校へ行つていないものが二十九名、小学校の中途から退学したものが十名、中学で中途退学したもの七名、小、中学に籍を置きながらほとんど通学していないものや、長期欠席児童は、あとの半数のなかに少なくないと思像する。深夜まで不健全な盛り場で働き、ろくに学校教育も受けないこどもが、成長したらどんな人間になり、どんな社会生活を営み、社会にどんな影響を与えるかを思えば、重大な問題といわなければならない。

だ、長欠児対策は東京都の看板政策であり、学校長、福祉事務所、児童委員で行い、学校長は欠席児童の数を調べて福祉事務所に報告し、ここで児童委員と相談して援助を決めるが、現在までに長欠児童の実態調査のまとまつたのは二十三区の半分にすぎないと伝えている（五月はじめ）。政府や地方自治体の長欠児対策はまだまだ熱意に乏しいようだ。不就業はどうなっているか。全然小学校へ行かないこども、小、中学校で中途退学したこどもは何人くらいいて、何をしているかを、どの行政機関がつかんでいるのか。兵庫警察本部の調査で四十六名の不就業児童が明らかにしたが、全国の不就業児童の数と、生活の実態をくまなく調べ、対策を実行する責任機関はどこなのだろうか。

総合的な児童福祉対策が必要

毎年、青少年や児童福祉の行事がくりかえされるが、一日だけ慰問旅行に連れて行つたり、映画館や遊園地を開放したり、表彰式を催すだけで、こういう見捨てられたこどもを救う組織的な長期の政策を忘れてはならない。長期欠席、不就業、街商、行商、売春など陽のあたぬこどもたちを徹底的に調べ、救い出さなければならぬ。そこで、文部省、厚生省、労働省、法務省、警察庁など関係機関による児童福祉審議会のようなものを作るのもよいと思う。或いは現在の青少年問題協議会を強化して、関係機関を動員し、必要な調査対策樹立、実施を敏速にやれるようにするからである。

この一文は街商児童の実態を明らかにするのが目的であつたが、児童福祉の大きな課題から見れば、それは一つの断面にすぎず、それをふくめて、またそれと交錯して長欠児童、不就業児童、不当労働児童のおびただしい群れがある。私はその根本的解決を訴えたいのである。

毎日新聞論説委員



八王子織物従業員の待遇改善について

阿木 武男

八王子織物の沿革

八王子織物の起源は、遠く万葉の昔、東の国の歌人が「多摩の横山」と詠じた里のあたり、賤のたおやめが恋の想いを託した機織唄に丁々とならした篋の音、紫草によつて衣を染め、多摩の清流に手作りの布を晒した原始的な手工業が、今日の八王子織物の濫觴であります。

七百年の昔、いち早く市日制度を実施し、江戸文化の爛熟期には粋人の嗜好に投じた紬織黒八丈を産し、明治の文明開化に際しては品種の増加、品質の向上と事業の進歩を図るため、他産地に率先して織物同業組合を結成した先覚者たちは伝統の基盤の上に新機軸を生み、より良く、より美しきものと、たえず励んでまいりました。さらにこの歴史の継承者たちは旺盛な研究意欲と精進によつて多くの優秀品を制作し、今日を建設し得たのであります。

戦時中の企業整備により、機台の三分の二を喪失し、更に戦災によつて潰滅的な打撃を受けたが、現有設備は戦前の域に達し、八王子織物はその卓越した技

能と斬新な意匠によつて新しい時代の息吹のもとに、更に大きな飛躍へと営みを続けております。

八王子織物の現状

現在、八王子織物協同組合は組合員数七百二十九名、従業員男子千六百九十六名、女子五千八百五十四名、合計七千五百五十五名を擁し、力機織の台数小巾五千七百八十台、広巾三千五百二十八台、合計九千三百八十八台の設備を有し、絹・人絹織物を製造し、御召類・錦仙類・男物類・ウール着尺・服地類・ネクタイ地・マフラー地・洋傘地・輸出織物等多品種にわたり、年間六十億円の売上を示しております。

雇用の状態

八王子市は人口十四万余でありますが、大八王子市の建設を目指し、大工場誘致運動も活発に行われ、繊維業は本市の主要産業であります。当業界への求職者は減少しつつあり、近年その傾向は更に著しく、求人に対する充足率は他業種に比して下位にある状態で、縁故等

で間に合ふ業者が多く、その対策は、産地の将来の発展に重要な要素を占めるに至りました。

従業員待遇改善方針

そこで当地の織物組合は、数年前から組合の厚生委員（組合役員二十五名中十名の役員を以て厚生委員会を構成）と職業安定所・中学職業担当教官との雇用難打開の研究会談会を開催して、業界の実情を披瀝し、協力を求めてまいりました。けれども、その成果は顕著にはあらわれませんでしたので、本年二月に八南地区中学職業担当教官と懇談の結果、厚生委員会にて待遇改善についての原案を作成し、三月十五日の役員会の承認を得た上、三月二十八日開催の臨時総代会に附議し、満場一致で左記事項を実行するよう決議されました。

決議事項

- 一、中卒新規採用月給四千円以上とする（実働八時間）。
- 二、週休制を履行すること。
- 三、時間外手当を労基法に基き正確に支給し、賃金明細書を附すること。
- この決議事項を全組合員に通知し、賛成した組合員から同意書の提出を求めたところ、百三十八名が同意しましたので、この同意書の会議を五月十日に開催し協議の結果、左記の通り決定しました。
- 一、会の名称「八王子織物優良工場会」と内定（関係官庁と打合わせの上
- 二、会の運営 織物組合の理事長、副理事長、厚生委員全員（十名）、会員中の地区別に選出した十二名の委員、合計二十四名の委員で組織する委員会により会を運営する。
- 三、申合せ事項 同意書を提出した決議の三項目を完全実施する事とし、近く開催する第一回委員会にて細目を決定し、会員に通知の上、誓約書の提出を求め、誓約書提出者を会員とし誓約書を提出せざる組合員は会員より除外する。会員には標札を交付する。
- 次で第一回委員会を五月二十日開催し種々協議の結果左記を決定しました。
- 委員会決定事項
- 一、会の名称「労務八進会」と決定
- 二、誓約書を提出すべき項目
- 1 中卒新規採用月給四千円以上とする（実働八時間）
- 2 週休を履行すること。
- 3 業務の都合にて休日を変更する場合は織物組合総務課に書面で届出る事。
- 4 時間外手当は基準法通り支給し、賃金明細書を附すること。
- 5 時間外勤務は一時半以内を厳守する事。
- 6 健康保険、失業保険、労災保険に加入する事。

右の各書提出者を委員とし、調査確認の上標札を交付する。

以上が現在の経過ですが、近日中に右六項目を同意書提出の組合員に通知した上、誓約書提出者を委員とし、監督署の調査を依頼し、確認の上標札を交付するという順序になります。

この委員には、監督署の特別指導を願ひ、又安定所では来年度の求人に関し、会員については組合員に優先して充足してもらおうという了解を得ています。

今後委員会が決定した上は名簿を作成して関係官庁及び八南地区各中学校に配布すると共に監督署並びに安定所と緊密な



「雨にも風にもまけぬ教室」

そ後の

立石多眞恵

世のすべての人々に、本気になつて守られるようになってきた働く青少年を思ふとき、昨年の二月開室したこの「雨にも風にもまけぬ教室」も、決して無意義ではなかつたことを嬉しく思うのです。年々春秋に繰りひろげられる青少年保護育成運動にも、七月の社会を明るくする運動にも、働く青少年へ保護の手をさしのべるようになったこと自体が大きな進歩と申せましょう。

働く青少年の心の糧にするために赤坂離宮の国立国会図書館にお願いして、書庫に眠っていた書籍を「雨にも風にもま

連絡の下に従業員の待遇改善のため万全を期したいと思つていました。

なお組織組合では、従業員の副利厚生面の向上に資するため熱海・伊香保・日光・伊東・湯河原・草津・芦の湖・小田原・志賀高原等に、割安でサービスのよい観光旅館の指定を行い、全組合員に通知しましたが、その後次々と利用申込を受け、好評であります。

又女子従業員の教養面の向上のため東京婦人少年室に依頼して、近く歌謡指導の会を有名歌手を招き開催することになつております。

(東京協働員・八王子勤労協同組合庶務主任)

いることになりました。二度目に貸出された一千冊が、何でも原町田の公民館に行くとか伺いました。三度目の一千冊は、これはまた、素晴らしい新本ばかりで、手つかずの最初の、この室に来て、そのあと全国の特定図書館公民館に巡回して行くことになるのです。

この入れ替の時の一千冊のリスト作製には、地元婦人会の母親達と、地域の中学生が手伝ってくれます。車は斜森協働員の御奉仕です。中型トラックに返還の書籍と共に同乗八人同乗、ガタン、ガタンと、賑やかなこと、良書まかり通るとばかり、颯爽と赤坂離宮の正門をくぐり、新しい二千冊ずつ一まとめにされた真新しい本を運び出し、積み込む時の嬉しさ、童心に返り、夢の中に働く思いです。新しい本が来たというこの知らせの早さ、子供達は整理もつかぬ中に、押しかけて来るのです。「よかつたなあ」と兄妹でささやいているのを見て、思わず眼頭のあつくなる思いでした。

国有財産が民間の主婦の、しかも台所の延長ともいふべき場に、でんと光り輝いていて、多くの小さい手に、觸れられていることなど、ちよつと我ながら愉快な気持ちになるのです。

ここに来て読書する暇の無い青少年、即ち、働きつつ学ぶ者、商店に住み込みの者、会社の事務員さん等には、私有の文学書を貸し出してありますが、これが

百三冊という数になつていきます。国会図書館からの書籍の五千四百九十二冊の利用率に比べると、微々たるものですが働く青少年の読書する意欲は数の問題ではないので、夜眠る前の一時、昼休みの一時、読もうとする熱意は、只の百冊も、数千冊に価するものと云えましよう。

最近の二三の例をあげて見ましょう。楽しみの月二回の定休日に、日本橋浜町のお菓子屋さんの住込店員A子さんは何日もお昼頃、「雨にも風にもまけぬ教室」を訪ね、自分の好きな本を借りて行くのです。五月十二日も、優しい姿を見せられました。下村湖太郎の次郎物語第一部と引かえに、第二部を借りて帰りました。彼女は千葉から働きに出て来ているのですが、つい先日は小学校の先生のお世話で女中さんとして青山に来ていた妹も連れて来ました。妹の方は忙がしくて、読書する暇がないということでしたが、たまの休みに、誘い合せてこの室を訪ねてくれたことは何より嬉しいことです。千葉の母親に代つて見守つて上げようと夫とも話し合つたことでした。また次のような人もあります。

郷里を離れて世田ヶ谷のアパートに住んで、或る工場に勤めている事務員のT子さんは、或る日の夕刻、先に借りたドフトエフスキーの「カラマゾフの兄弟」(第四巻)と引かえにトオマス・マンの「魔の山」(第三巻)を借りて帰る時、ち

よつと時間をいただいております。

職場の上役との人間関係について悩んでいることを打明けたのでした。彼女は一人で生きぬく強い覚悟で国を飛び出し、生きぬくことに精一杯、寒中でも靴下無しというみじめさに、よからぬ野心的好意で補助を申出た妻子上役があるのです。彼女はきつぱり断つたところが、仕事の上で何かとつらくあたら

れるという甚だしからん問題でしたので、取るべき道について彼女の決意をたしかめ、勇気をもつて自己の生活を正しく生きぬいてもらうことを約束し、「いざという時は電話なさい。すぐ私が出向くから」と約束して帰したのでした。このように、図書館が相談所の場合もなつて、陰ながら働く青少年達に少しでも役に立つなら、私達一家は大満足なので

また、これは近くの、時計屋さんの住込店員君ですが、夜一風呂あびて、御主人の子供さんをおんぶして、やつて来るのです。ドフトエフスキーの「罪と罰」二巻と引きかえに、中村正一著の「美学入門」と、ペーベルの「婦人論」を借りて帰つたのですが、彼の話によると、郷里では県立図書館を利用してしたが、東京へ来てからは土地不案内で図書館にも行けず困つていたが、こんな近くにこの図書館のあることを知つて大助かりですと、真に読書を楽しんでいる様子を、む

しる尊くさと思つたのです。

近隣の六校と都内五十三校の広範囲の児童により、五千九百五十何冊の本が読まれたこと、働く青少年の利用率が逐次増加しつつあることは、青少年保護育成運動に協力し得たものとして喜んでおります。

先日、国会図書館の係りの方が「母親文庫」としては、立石さん一軒になりました」と云われ、折角出来た他の二か所



働く青少年の考え方について

八木あき

毎年労働省で募集する「働く青少年の生活文」の受賞作品はまづたく立派だと思ひます。自分の生活の凡てに誇りと自信をもち、困難にうち克つて将来の社会の発展に寄与していこうとする決意に溢れていて、世の太陽族を愛する人々にこの力づよい声をひろく聞かせたい、と思つたのは私一人ではないと思ひます。とともに、私は今日多くの働く青少年のあ

いだに暗い考え方の一面のあることも見のがせないのです。これは戦後混乱とし

た社会状況の現実が背景ともなつていり、また多感な青少年期の感傷もあるでしょう。私は昨年の秋の年少者の保護育成運動の期間に、私の住んでいる地区の定時制高校三、四年生を集めて開かれたある出版社の座談会に出席しましたが、そ

が、利用されないうちに中止されたことは実に残念です。この「雨にも風にもまけぬ教室」は、ただ自分をかんじように入

れず、真心と愛情をもつて、本が好きですきでたまらぬというわが家の人間が、心を合わせて、来る人を大切にあつかつていただけのことで、順調に利用されているわけです。おかげでわが家は明るく生活させていただいてることを感謝いたしております。(東京協働員)

主権者 最初に皆さんの希望について話して下さい。M君 現在の僕なんかの立場は大きいことは求めません。というのには社会をみる場合、自分の行くべき道が狭まつて行くような気がします。大きな、例えば立身出世ということは勿論、最低の自分の幸福にたいする希望を持つということもない。一戸の家を構えて平凡なサラリーマンでもいい、そういう生活を送るという希望ももてないのです。

Uさん 私はMさんのお話には共鳴できない。現在自分の希望としては、今働いている会社でクラブ活動をやつていけ

るように、生活維持を考えていきたいと思つています。

T君 同感です。しかし、大きな希望はない。H君 希望や抱負はもつにはもちますが、それを実現し完成するために一歩踏み出そうとする時、外部の社会状況を眺めてたじろく、希望を失うのです。

主権者 たとえばどんな希望を？H君 将来自分の実力を社会生活に發揮したい。それには大学を出なければならぬ。しかし、大学へゆくには高校を卒業しなければならぬが、その高校自体にゆき詰つていいます。

S君 しかし希望がないのではな

い。一日二十四時間を漫然と生きるわけにはいかないでしょう。何かに到達するための毎日――。M君 僕のいわんとする希望は、一本筋のはいった希望がもてない、可能性がないということなのです。君のいうようなその日の小さな希望というものはあるけれど、自分一人なら小さいながら何とか希望はもてるが、家族とか環境を眺めると到底もてないし、出来ない。Nさん 私には自然に夢と現実とはつきり一本線が画されることになる。私は境遇上最低にも生活を享受するということは出来ないが、今日帰つて寝て、明日起きるといふその日を過すことすら出来ない現在の自分、皆さんと違つて夢はただ夢です。その他には何もない。です

から生きるというところも考えられない。もし何かの事情で今日の歸りに死んでしまふということもあり得る。それ位何だか自分がつきつめられ、追いつめられていようなんです。こうなるまでには何回も行詰つています。それからどうして行き詰るかその原因を考えるようになりました。

Dさん 私は電話交換手ですが、私の希望は非常に消極的な小さいもので、生活自体が希望なんです。生活しつつ自己完成を行うというところに希望がある。それだけ……

Y君 みんな自己完成を心がけていると思う。ただ戦後の社会はいろいろ大きな抵抗がある。

M君 私はバスジャニーを、父がないために二回落ちてしまった。そういう点で悲観した。

Nさん 自己完成ではどうにもならない。主観者 落ちて失望してしまふわけですか。

M君 また受ける。

K君 又父親がないから落ちて失望する。

M君 だんだん望みが下へゆく。最低まで落ちる。

Nさん 落ちてしまつて起き上るとしても、自分だけで社会をよくすることは出来ない。世の中の流れに逆つて革新を志してみても、犠牲が大きすぎて傷つ

てしまいます。

S君 僕は皆さんのような悩みとか将来の大きな希望は特にな。従つてそれほど苦労にぶつかかることも崩れたことない。毎日毎日が楽しくてしようがない。これは僕が幼稚でしょうか。

M君 それで進むのが一番俸せです。

D君 僕は父親・母親が別居している。僕は母のところに、弟と妹の三人は父親のところにいる。自分は大人を信じていいか、信じていけないかということに迷う。父母が別居してから五年、僕はだんだんややくそになった。世間の非難はいろんな面にマイナスばかりだ。希望まで職とばされそうになる。ですから私と同じような青少年を考えると、或る程度大人の世界が影響することは否定できないと思う。それから僕、単純な考えですが、太陽の季節のような映画をみて、なぜああいう映画を見ていけないのかと疑問をもつ。僕はあれをみて何とも強い感動はない。

T君 あの映画をみて、大人の作つたものとして何の感興もないのです。

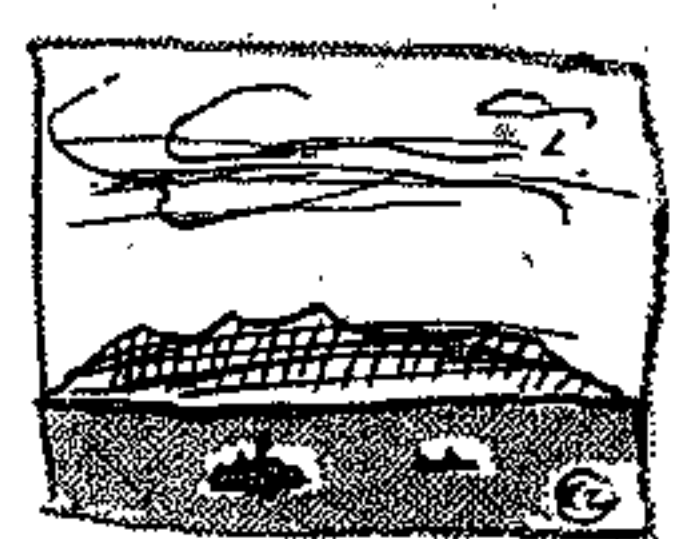
D君 見てはいけないというような映画が社会にはあまり多すぎる。

Y君 今の映画は八〇%以上恋愛を主としているが、映画会社、作家がもつと進歩的な、建設的な、そういうものを作ることに関心をもつてほしい。恋愛が過剰で、どんな映画でも女というものを

婦人の職業に関する連絡協議会開催要領

- 一、趣旨
働く婦人は現在、あらゆる職業領域において、生産にたずさわり、日本の経済を支える労働力として、重要な役割をはたしているが、婦人の職業については、未だ婦人の地位向上と母性保護に關連して、男子とちがつたさまざまな問題がのこされている。
- そこで婦人が有能な職業人となることをうながすことを目的として、本協議会を開催し、関係各方面の協力のもとに、地方の実情に即した指導、援助の推進をはかる。
- 二、主催 労働省婦人少年局
- 三、方法
○本省 資料の作成並びに関係機関との連絡
○地方 連絡協議会の開催
四、時期 六月
五、招請範囲
(一) 教育関係 教育委員会・学校
(二) PTA
(三) 職業安定機関 職業安定主務課・公共職業安定所
(四) 経営者 経営者団体、婦人を雇用している使用者
(五) 労働経験者 婦人の職業または労働についての専門家
(六) 報道機関 新聞・ラジオ関係 以上十名乃至十五名
六、会議内容
女子の学生、生徒に対する指導援助について関係各方面が、それぞれの担当分野において、実施することのできる具体的方法について連絡協議する。
- 七、資料
壁新聞 就職をのぞむ女子の学生、生徒のために
リーフレット 働く婦人(一九五五年センサス版)
(イ) 婦人の職業関係資料
(ロ) 婦人労働の概況
(ハ) 婦人と年少者 四号
(ニ) 婦人の職業問題特集

資料室



主として商店等に使用される住込年少労働者の実態と問題点

三月にかけて、東京都内のこれらの業種に住込んで働いている年少者の実態を知り、その保護施策の参考にするために、調査を行いました。

調査の対象となつた事業場は前記の業種の他、クリーニング・浴場・旅館等の主として一〇人未満の一四八事業場です。調査訪問の結果、事業閉鎖、移転、年少者が退職や解雇によつて既に使用されていないなどの事情で除かれたものがあるもので、以下実際に調査をした一三二事業場(第一表参照)について述べてみます。

婦人と年少者

物品販売の商店を始めとして、理髪・飲食・食料品製造・洋服仕立等の業種では、古い時代からいわゆる「年功制度」や「のれん分け」制度が踏襲されてお

り、そこにはいろいろの問題が介在していましたが、又反面、のれん分制度等は年少者達の将来の保障制度として大きな魅力でもあつたといえましょう。

しかし、戦後の社会、経済情勢の激変に伴つて、これらの制度も今は大きく変わらうとしており、現在、これらの部門に働く従業員達は、もはや、戦前のような定着性を失い、事業主が求人(大童となつて)にも拘わらず、新卒の年少者達は、一般に就職したがいらないという実状がみうけられます。

これは、のれん分制度などが崩れつつある反面、依然として住込労働に伴う長時間労働や低賃金、身分拘束などが温存していることなどによるものと思われ

第1表 業種別、規模別調査対象事業数

業 種	規 模	計	5人未満	10人未満	20人未満	20人以上	比 率
飲食店	計	132	48	52	22	10	100.0%
飲食店	計	22	3	13	3	3	16.7
飲食店	計	22	10	6	3	3	16.7
飲食店	計	16	5	9	1	1	12.1
飲食店	計	35	15	12	7	1	26.5
飲食店	計	17	12	4	1	—	12.9
飲食店	計	5	2	3	—	—	3.8
飲食店	計	7	—	4	3	—	5.3
飲食店	計	7	1	1	3	2	5.3
飲食店	計	1	—	—	1	—	0.8
比 率		100.0%	36.4	39.4	16.7	7.6	

(注) 1. 飲食店は食堂、料亭、寿司店、そば店、中華料理店、喫茶店、食料品製造はこれを卸売するものと、主として直接消費者に小売販売するものとに分け、前者では、和洋菓子、パン、酒、魚介類製品、麺類、麦芽等の各製造業、後者では和洋菓子、パンの製造、料理仕出等の各店物品販売業は食料品の製造卸小売、及び飲食店を除いた各種物品販売業製造業は製菓、製茶の卸売を主とし、及び衣類及び靴履縫製卸売業の各事業場が調査の対象である。

2. 飲食店、料亭、寿司店、そば店、中華料理店、喫茶店、食料品製造はこれを卸売するものと、主として直接消費者に小売販売するものとに分け、前者では、和洋菓子、パン、酒、魚介類製品、麺類、麦芽等の各製造業、後者では和洋菓子、パンの製造、料理仕出等の各店物品販売業は食料品の製造卸小売、及び飲食店を除いた各種物品販売業製造業は製菓、製茶の卸売を主とし、及び衣類及び靴履縫製卸売業の各事業場が調査の対象である。

3. 次は公共職業安定所、その他

4. 募集、有料紹介所(の依頼等)

1、雇用状況
調査した事業場に雇用されている住込年少者は二八一人で、うち男子は一八八名(六六・九%)、女子は九三名(三三・一%)ですが、これらの年少者を採用した経路別にみると、縁故が圧倒的に多く五九・三%を占め、次は公共職業安定所、その他(新開店、店頭募集、有料紹介所)の依頼等、一人前になる前の技能の習得期間として、見習、徒弟等の取扱を受けける期間

2、労働契約
年少者が働くことについて事業主が直接契約を結んだ相手方についてみると、「親のみ」が最も多く(四七・〇%)続いては「本人のみ」「本人と親の両者」「身元保証人のみ」「本人・親・身元保証人の三者」「親と身元保証人の両者」の順で、従つて、親や身元保証人が年少者に代つて事業主と契約をとりきめているものが多くみられます。このことは年少者個人調査において、契約内容を詳しく知つて就業した者が非常に少いことをみてもうなずかれることです。一底基法では一年以上の契約期間を結ぶことを禁じていますが、「強制的にないが」という含みも入れて、労働間に就労の期間をとりきめていたのは十四事業場でした。その期間はいずれも三年以上で最高は十年でした。

を定めているのは五三事業場（四〇・二）の義務的な奉仕期間として認められていて、年月或るいは年齢をもつて現わしています。このうち最も多いのは三か月の二二・六％ですが、最短は二か月から最長は六年にわたり、年齢では十九歳まで、二〇歳まで、というのがそれぞれ、一事業場ずつで、主として理髪・縫製・洗濯業等の技能的業種に長期間のものが多くみられます。

地・施設・器具・商品・原材料・資金等は、開店のおそいそば店・寿司店・浴場の贈与、問屋や金融機関等への信用保証、その他経営上の諸指導などを単独又は合せて行っています。更に新しい動きとして注目されるのは既にのれん分を「のれん分」として「のれん店」が「のれん会」を作り、連帯的な協力によりのれん分資金の積立・融資・信用保証等を実施していることです。

長期奉公や御礼奉公の後に事業主が、従業員に独立の機会を与え、自店の商号（のれん）の使用を認め、店舗の贈与や資金の融通、その他経営上の援助を図る制度を「のれん分制度」といいますが、こののれん分を約束する事業場は四二事業場で総数の約四割を占め、将来は考慮したいというものが一四、全然ないもの七六事業場でした。のれん分の状況を業種別にみると第二表のとおりですが、のれん分をするに当たっての第一の条件としては何といてもまず、長期勤続者であること、五年乃至十五年という年限を定めています。更に真面目であること、勤務成績のよいこと、才能技術等のすぐれていること、一定限度の貯蓄のあること等の条件も加味されています。のれん分の内容としては、いわゆる看板貸し（商号の使用許可）を始めとして、店舗・土

契約の際に身元保証人や近親者、もしくは、本人から身元保証書・誓約書をとっているものは八事業場ですが、契約期間中従業員が逃亡・転職するのを防ぐための違約金の定めとか、器具・品物等の破損・紛失の場合の賠償予定や前借金の定め等、身分を拘束するような封建的遺制は全くみられません。

労働時間と共により御礼奉公制度は独立前

調査事業場の住込者はいずれも三食付であり、就業時間によつてはまちまちなので、一応この食事時間を除外した休憩時間の状況についてみると、休憩時間を与えているのは三二事業場（二四・二％）で、他の大部分はお客を待機する手持時間をこれにあてています。休憩時間は大部分が、午前、又は午後的一方或いは両方となつていますが、中には、入浴や午睡時間、自由時間として一時間以上を与えているところもあります。

第2表 のれん分制度の状況

業種	計	あり 実数(比率)	なし	
			考慮中 実数(比率)	なし 実数(比率)
飲食料品製造卸売業	123(100)	42(31.8)	14(10.6)	76(57.6)
飲食料品製造小売業	22(100)	10(45.5)	—(—)	12(54.5)
飲食料品製造販賣業	22(100)	5(22.7)	—(—)	17(77.3)
飲食料品製造業	16(100)	5(31.3)	7(43.8)	4(25.0)
飲食料品製造業	35(100)	12(34.3)	5(14.3)	18(51.4)
飲食料品製造業	17(100)	5(29.4)	2(11.8)	10(58.8)
飲食料品製造業	5(100)	—(—)	—(—)	5(100.0)
飲食料品製造業	7(100)	3(42.9)	—(—)	4(57.1)
飲食料品製造業	7(100)	2(28.6)	—(—)	5(71.4)
飲食料品製造業	1(100)	—(—)	—(—)	1(100.0)

始業時刻は午前七時から八時までのものが最も多く（三九・〇％）、六一・七％は午前八時以前に就業しており、住込労働の一面を示していますが、特に製パン業では朝が早く、午前五時に仕事を始めています。

一方十時から就業するものとしては、終業のおそい浴場業やそば店・寿司店の一部、交替制をとる製パン業等です。そして、午後五時過ぎに終業するものは約八六％を占め、このうち三六％余りは午後八時から十時に終業しています。十時以後になるものは一六・三％ありますが、これらは概して旅館を除いては、貯蓄金の管理状況についてみると、任意、強制を問わず、事業主が年少者の貯金通帳や印鑑の一方、或るいは両方を保管しているのが、四六事業場（三四・八％）で、何時でも自由に返還するといふよりは、退職時、使途の明かな場合、親の許可を受けた場合等以外は引出を制限している事業場が多くみられます。事業場内に明確な昇進制度を定めている事業場は少く（二〇事業場）、又その区分も比較的単純で、見習（弟子）→職人（店員）→番頭（助手・店主代理）→六のれん分（支店長）→店主（事業主）の形態をとるものが多くみられます。

ん。最も多いのは月二回で、総数の六六％を占めています。

昇給は、殆んど事業場（九〇・一％）で実施していますが、条件として勤続状況・勤務成績・営業成績等が加味されており、幾分事業主の恣意的な決定に任ねられているからといって、制度化されているとはいえません。従つて一回の昇給額もその時々事情に応じて相当額の開きがみられます。昇給回数は年一乃至二回、金額は年五〇〇円から一、〇〇〇円というところが多いようです。

せ、健康保健の加入状況が最もよく（五〇・八％）、続いては労災・厚生・失業各保険の順で、労災保険や、健康保険は任意加入の率が他の保険に比べて高くなっています。

なお理髪業では、同業組合の申合せにより殆んどが週一回を実施しています。又、休日定期制をとるものが七四％で、一斉に与えられているものが多いのですが、中には月によつて定まつていないとか、不定が併用されているとか、交替制をとるもの等いろいろです。休暇は年次有給休暇制をとる事業場は全然なく、帰省時や盆・正月・任意時期等に特別な休暇を与えているのですが、一〇事業場では全然休暇を与えていません。休暇日数は六日乃至一週間が最も多く、次いで六日未満ですが、その時期は新旧の正月とお盆に集中しています。食事を除き毎月支給される賃金形態は月給のみというものが最も多い（五七・六％）ですが、続いては月給と実物給与で衣類や履物、身廻品その他日常消耗品等を支給しています。その他定められた月給外に、風呂代・理髪代・映画代・履物代、通学又は通信教育の月謝、お八つ代等の名目の現金を支給しているところもあります。

更に九六・二％の事業場では臨時の給与を支給しており、その時期は盆暮が主となつています。その内容は現金と実物の併給が最も多く、次いで現金のみ、現物のみです。支給する現物は、衣類・身廻品・履物・生地・反物等ですが、現金額や現物の種類・数量等は事業場によつて、又勤続期間によつてかなりの幅をもたせています。

更に九六・二％の事業場では臨時の給与を支給しており、その時期は盆暮が主となつています。その内容は現金と実物の併給が最も多く、次いで現金のみ、現物のみです。支給する現物は、衣類・身廻品・履物・生地・反物等ですが、現金額や現物の種類・数量等は事業場によつて、又勤続期間によつてかなりの幅をもたせています。

更に九六・二％の事業場では臨時の給与を支給しており、その時期は盆暮が主となつています。その内容は現金と実物の併給が最も多く、次いで現金のみ、現物のみです。支給する現物は、衣類・身廻品・履物・生地・反物等ですが、現金額や現物の種類・数量等は事業場によつて、又勤続期間によつてかなりの幅をもたせています。

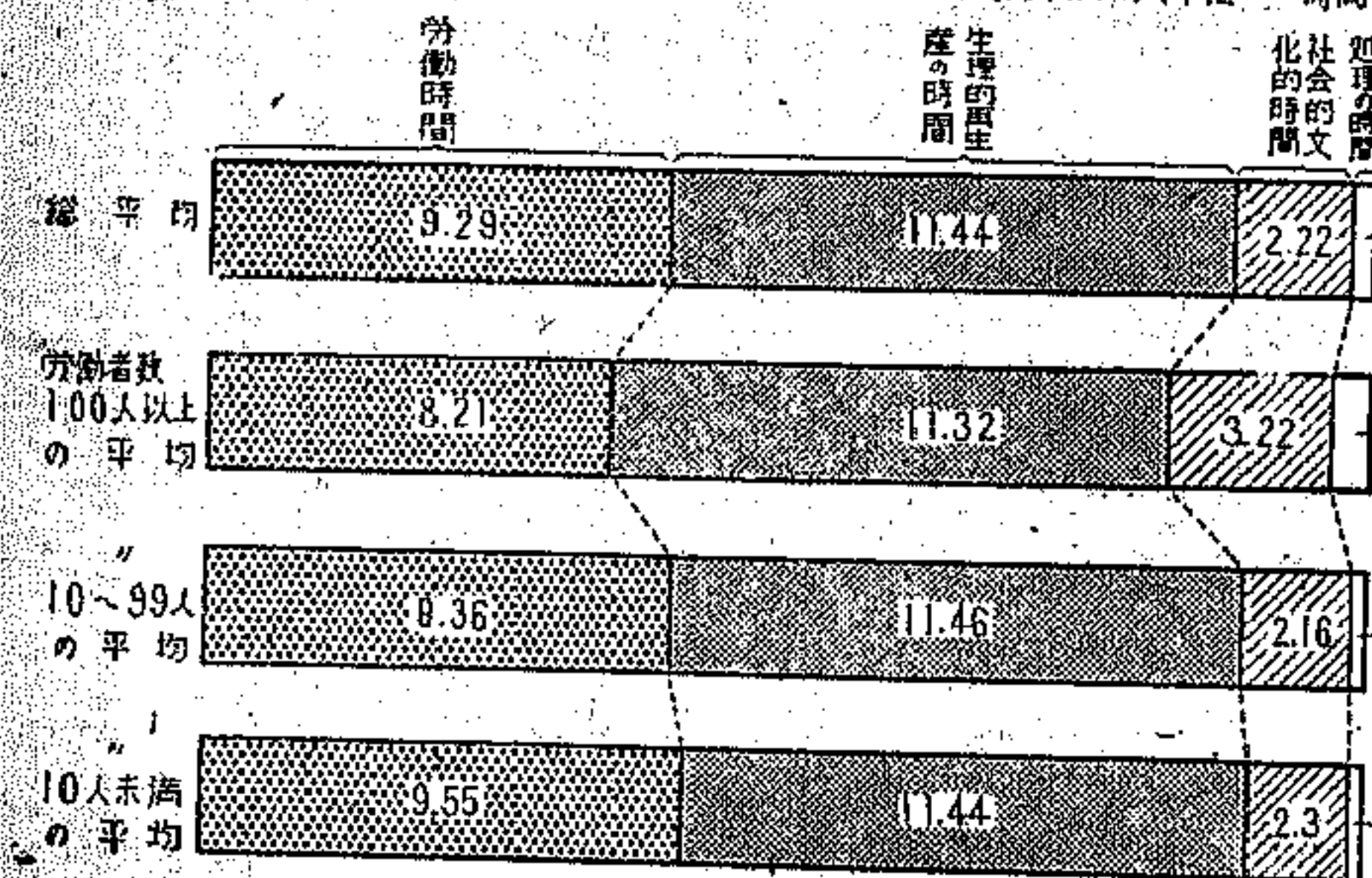
最低は一、〇〇〇円未満から最高は四、〇〇〇円をこえ、最も多いのは二、〇〇〇円以上三、〇〇〇円未満のものです。

更に九六・二％の事業場では臨時の給与を支給しており、その時期は盆暮が主となつています。その内容は現金と実物の併給が最も多く、次いで現金のみ、現物のみです。支給する現物は、衣類・身廻品・履物・生地・反物等ですが、現金額や現物の種類・数量等は事業場によつて、又勤続期間によつてかなりの幅をもたせています。

第1表 非就学年少労働者の規模別平均生活時間の比率(労働日)

区 分	合 計	100 人 以上	10~99人	10 人 未満
人 員	1,429	235	881	313
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
労働時間	計	39.5	40.0	41.3
	作業準備	0.3	0.2	0.4
	作業	37.8	39.0	40.3
	家事労働	0.5	0.6	0.5
	職業教育	0.5	—	—
生理的時間	計	48.9	49.1	48.9
	食事	5.9	5.8	6.0
	休息	1.2	1.1	1.1
	入浴	4.3	4.3	3.9
	睡眠	1.2	1.1	1.5
社会的時間	計	9.9	9.4	8.5
	娯楽	2.6	2.0	1.9
	運動	6.1	6.2	5.8
	散歩	0.7	0.7	0.4
	交際	0.3	0.3	0.3
身のまわり処理の時間	計	1.7	1.5	1.3

第1図 非就学年少労働者の規模別平均生活時間(労働日)(単位—時間、分)



(1) 年少労働者(非就学)の労働日の生活時間
就学者を除いた工業における住込年少労働者一、四二九人の、労働日の生活時間の比率は、一日の三九・五%(九時間二九分)が労働時間、四八・九%(二時間二四分)が生理的再生産の時間、九・九%(二時間二分)が社会的文化的時間、身のまわり処理の時間となつて

を行ひ、不明および記入不備の調査票を除いたもので、実際に集計した人員数は次のとおりです。
労働日 計 一、四二九人
非就学年少労働者 計 一、〇八四人
就学年少労働者 計 一、六五五人
男女別 男子 八八一人 女子 八八一人
休日 計 一、四二九人
男女別 男子 一、二二二人 女子 二〇七人

(2) 調査の方法
調査は、原則として調査担当者の指導のもとに、年少労働者が生活時間を自分で調査票に記入する方法をとりました。調査担当者が年少労働者の回答にもついて記入する方が都合がよい場合はその方法でも構わないこととしました。
(3) 生活時間の分類
次の項目に生活時間を分類しました。
労働時間(作業準備の時間、作業時間、家事労働の時間、職業教育の時間、通勤の時間)
生理的再生産の時間(食事時間、身支

度の時間、休息時間、入浴時間、衛生の時間、睡眠時間)
社会的文化的時間(就学時間、教養の時間、娯楽時間、運動時間、散歩時間、交際の時間)
身のまわりの処理の時間
(休日)
休日の生活時間の分類項目は労働日と同じ項目のほかに社会的文化的時間のなかに趣味の時間と娯楽時間が加えられています。

二、労働日の生活時間
ここでは調査結果のなかの平均生活時間の部分について解説するので、以下の時間はすべて平均生活時間をさします。
(1) 年少労働者(非就学)の労働日の生活時間
就学者を除いた工業における住込年少労働者一、四二九人の、労働日の生活時間の比率は、一日の三九・五%(九時間二九分)が労働時間、四八・九%(二時間二四分)が生理的再生産の時間、九・九%(二時間二分)が社会的文化的時間、身のまわり処理の時間となつて

見・運動会・野球大会・慰安演芸会等を行つています。
6、外出・外泊や私生活上の指導・監督
全事業場での個々の面会や通信は自由ですが、外出や外泊については約場の事業場で制限や禁止をしています。その内容は、門限を定める。夜間や平日はさせない、事業主の許可をうる、帰省や特別の事情がない限り原則としてさせない、というものです。又、その他小使の使途を指導し貯蓄を奨励するとか、飲酒・喫煙、異性や友人との交際、言語・態度・服装・遊興等年少者の観や、素行・娯楽・生活態度等種々の面で注意や指導を行つてかなり心を砕いているのがみられます。
7、最近の住込年少者の傾向に対する事業主の意見と年少者の感想
最近の年少者の勤務状況、仕事の覚え方、言語・態度・素行等についての良悪両面からみた傾向としてあげられたのは延一七二事業場ですが、良い面をあげていふのは、まず良い面としてあげられた主なものは、真面目でよく働く、素直でよく働く、考え方や態度がはつきりしてよい、明朗である、理解力が早く教え易い等です。これに対し、悪い面としては、熱意や研究心に欠け、命じられたことしかやらない、腰掛的で移動が激しい。礼儀作法や義に欠けている。現実的で将来の問題を深く考えない、自己主張のみ強く自分本位である。反抗心

が強く素直さがなく、賃金や時間のことばかり気にする、理くつが多い、享乐的な面が強い、品行が悪くなつた等をあげています。これらをみますと年少者の側でもこれを是正し、更に指導を要するところとありますが、反面、年少者に対する理解や認識に欠け、家族主義・温情主義・徒弟主義的な立場からの非難も少なく中には最近の若い者はどのような取り扱つたらよいかわからないといったものもみられますので、今後、この方面にも労務管理の指導を強力におしすすめなければならぬことを痛感します。
ところで、年少者が現在の職場で嫌だと思つたり、不満に感じていることがらをみますと、主に次のようなことで、前述の使用者の意見とは全く対照的なものも浮び上つてきており、私達に一つの示唆を与えています。
即ち労働時間が長い、休日が少い、給料が安い、仕事がつまらない、体に無理である、家事労働に使用される、事業主の気分によつて職場が左右される、食物が悪い、ゆつくり食べられない、余暇時間を持たない、外出外泊をさせてくれない、又は制限をうける、退職金制度がない、社会保険に加入していない、昇給昇進制度がない、のれん分制度がない、寮の部屋がせまい等です。

働く年少者が健全な労働者として成長するためには、労働のほかに勉強したり運動したり、楽しく遊んだりして、身体が健康な発育と健全な人格の形成をはかることが必要であると考えられます。
したがつて、労働外の時間は、年少労働者においては成人労働者の場合より一層大切な時間で、この時間における生活が年少労働者の成長に大きな影響を与えています。しかし中小企業の年少労働者特に住込の年少労働者の場合は一般に労働時間が長い自由な時間が少いのではないかとみられています。
そこで工業で働いている住込年少者の生活時間調査の結果から主な部分をとり

住込年少労働者の生活時間(工業)
出して、年少労働者の労働日および休日の生活について時間的側面から述べてみましょう。
一、生活時間調査の概要
この調査は、昭和三十一年五、六月に実施した年少労働者調査のなかの生活時間調査の項目を集計分析したものです。
(1) 調査の対照
年少労働者調査の対象の紡織工業、機械器具工業、食料品工業、金属工業、製材及び木製品工業、印刷及び製本業の六産業で働く、住込年少者の調査票を集計しました。なお集計の都合で紡織工業の調査票は1/5集計、他の五産業は全集計

第3表 規模別平均生活時間の比率 (休日)

町	分	合計	100人未満	10~99人	10人未満
人	員	1,540	335	891	314
合	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生	計	52.3	51.6	52.4	53.0
	度	5.9	5.8	5.8	6.0
	支	0.1	0.4	0.1	—
	身	2.4	2.9	2.2	2.6
	入	0.8	0.8	0.8	0.8
理	計	43.0	41.7	43.4	43.4
	度	—	—	—	—
	支	—	—	—	—
	身	—	—	—	—
	入	—	—	—	—
的	計	40.6	41.6	40.3	40.0
	度	4.7	8.2	3.9	3.6
	支	29.3	26.2	30.2	30.0
	身	1.1	1.2	2.7	1.7
	入	0.6	0.6	0.6	0.9
社	計	0.3	0.2	0.2	0.3
	度	1.8	1.5	1.7	2.5
	支	—	—	—	—
	身	—	—	—	—
	入	—	—	—	—
文	計	4.5	5.9	4.2	3.9
	度	—	—	—	—
	支	—	—	—	—
	身	—	—	—	—
	入	—	—	—	—
身	計	2.6	0.9	3.1	3.1
	度	1.6	0.1	2.1	2.0
	支	1.0	0.8	1.0	1.1
	身	—	—	—	—
	入	—	—	—	—

が二・六％(三八分)みられます。
このように住込年少労働者の休日における生活は、睡眠時間・娯楽時間が長く、娯楽の内容は主として映画であることが特徴的です。
次に事業場の規模別に大企業三三五人、中企業八八一人、小企業三三一人の年少労働者の休日の平均生活時間を比べると、生理的再生産の時間は大企業五・一六％、中企業五・二四％、小企業五・三〇％で、規模が小となるほど長く、細項目によれば中小企業では睡眠・衛生の時間が長いことがわかります。

休日労働の時間も、大企業では僅か〇・九％ですが、中小企業では各々三・一％を占めています。従って社会的文化的時間や身のまわり処理の時間は事業場の規模が小くなるほど長く、娯楽・娯楽・娯楽の比率は逆に規模が大となるほど低くなっています。

そこで、中小企業の住込年少労働者の休日の生活は、規模が小となるに従って、
・九％ですが、中小企業では各々三・一％を占めています。従って社会的文化的時間や身のまわり処理の時間は事業場の規模が小くなるほど長く、娯楽・娯楽・娯楽の比率は逆に規模が大となるほど低くなっています。

・九％ですが、中小企業では各々三・一％を占めています。従って社会的文化的時間や身のまわり処理の時間は事業場の規模が小となるほど長く、娯楽・娯楽・娯楽の比率は逆に規模が大となるほど低くなっています。

昭和三十一年度(31号41号)
「婦人と年少者」合本
クロス製本
定価一〇〇〇円
昨年度十一冊分の合本ができました。図書室・研究室等の備え付けとしておすすめていただきます。なお、創刊号から一年ごとの合本も多少余部がありますから、御利用ください。
婦人少年協会

第2表 就学年少労働者の規模別平均生活時間の比率 (労働日)

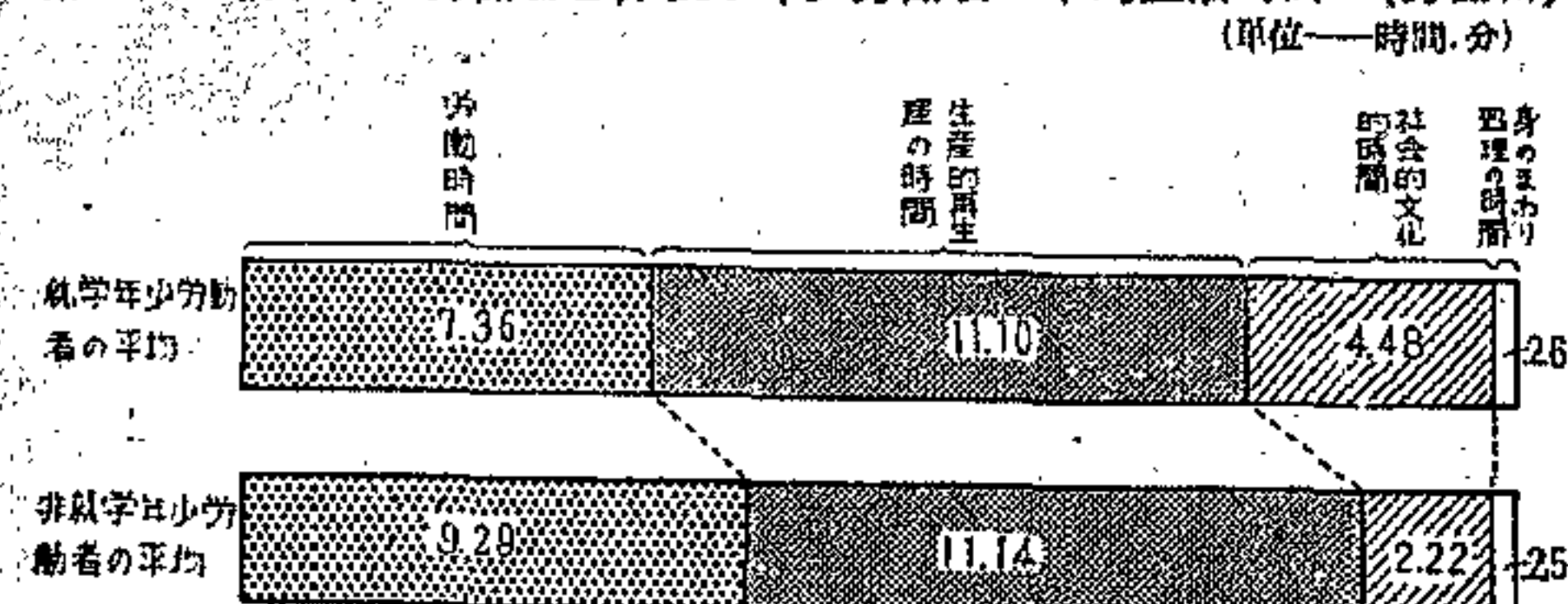
区	分	合計
人	員	165
合	計	100.0%
労働時間	計	13.7
	度	0.1
	支	30.8
	身	0.1
	入	0.3
生理的再生産	計	46.6
	度	5.8
	支	1.8
	身	6.0
	入	1.1
社会的時間	計	19.9
	度	13.3
	支	3.8
	身	2.2
	入	0.3
身	計	0.2
	度	0.1
	支	0.1
	身	0.2
	入	1.8

います。更に細かくみると、労働時間のうち作業は九時間五分で、残りが作業準備、事業主の家の家事労働、職業教育、通勤等に当てられています。生理的再生産の時間は睡眠時間が八時間四〇分、食事時間が二時間五分、休息時間が二時間二分で、身支度・入浴・衛生等の時間は少なくなっています。社会的文化的時間では娯楽の二時間二分、娯楽の三七分が主なので、娯楽の内容は殆んどテレビ・ラジオ・雑談等休息を兼ねたようなもので、娯楽の内容は新聞・雑誌の読書で、勉強は極く僅かでした。

次に事業場の規模別に大企業三三五人、中企業八八一人、小企業三三一人の生活時間を比べると、労働時間は大企業八時間二分、中企業九時間三分、小企業九時間五分で規模が小となるほど長くなっています。生理的再生産の時間については大きな相違はみられません。従って、社会的文化的時間および身のまわり

住込年少労働者のなかで、就学している一六五人の労働日の平均生活時間の比率は、労働時間三一・七％(七時間三六分)、生理的再生産の時間四六・六％(一時間二〇分)、身のまわり処理の時間一・八％(二六分)となっています。この比率を前に述べた就学していない年少労働者の比率と比較すると、生理的再生産の時間、身のまわり処理の時間には大きな相違はありませんが、労働時間の比率は就学者三一・七％(七時間三六分)非就学者三九・五％(九時間二九分)で二時間の差があります。このように、就学している年少労働者の生活は、非就学者に比べて、労働時間が短く、生理的再生産の時間が長くなる傾向があります。

第2図 就学年少労働者と非就学年少労働者の平均生活時間 (労働日)



年少者は労働時間が短いため、社会的文化的時間は非就学者より長く四時間四分八分で、このうち三時間一分が就学のために使われています。そこで働きながら学んでいる年少者は、労働時間の面では好条件のもとにあると云えます。しかし睡眠時間は短く、昼間高校生より定時制高校生徒の体格が劣っていることから、決して無理のない生活とは考えられません。
(年少労働調査資料第20集 高等学校定時制課程生徒の健康調査報告―婦人少年局参照)
三、休日の生活時間
年少労働者一、五四〇人の平均生活時間から休日における年少者の生活の比率をみると、一日の五二・三％(一二時間三三分)は生理的再生産に使われ、残りの時間のなかから身のまわり処理と休日労働を除いた四〇・六％(九時間四四分)が社会的文化的な生活に使われています。
更に詳しくみると、睡眠時間は労働日の疲労が激しいためか或るいは休日になることがないためか長く、一〇時間一九分一日の四三・〇％を占めています。休日の社会的文化的時間のなかの娯楽の時間は二九・三％(七時間二分)で、娯楽のための時間(四・七％)運動時間(二・八％)に比べ、大きな割合を占めていて、この内容は映画が圧倒的に多くなっています。
又年少労働者に望ましくない休日労働



映画・演劇子役の 労働実態について

ここで子役というのは、映画・演劇等に出演する十五歳未満の児童のことである。労働基準法では十五歳未満の児童の就業については、非工業的な事業で、児童の健康・福祉に有害でないもの、そして労働の軽易なものに限って許可している。十五歳未満の働く児童の中でも、映画演劇に使用される子役は、特殊な業態のために実態把握がむずかしく、無許可就業のものも相当あり、許可を受けている児童の中にも、健康福祉等の点で問題になるようなものも見られる。

一、映画子役について

縁故採用、新聞募集等も行われるが、大部分の子役は児童劇団に所属する児童から採用されている。一つの映画の製作が決定すると、そのシナリオによつて子役の役割・性格等を撮影所側から児童劇団に連絡し、劇団はその注文に合った児童を選定の上あつ旋する。又直接、映画監督等が劇団に赴き、自己のアイディアに合ったものを採用することもある。出演契約（労働契約）もこの場合、実質的には撮影所と劇団との間ででき、子役の親連は単に事後承諾するというのが実状である。子役自身で出演料等の契約内容を知っていることは皆無に近い。

2 就業の動機及び状況

学齢未満の幼児や小学生の子役の場合、就業の動機は、「親がすすめた」「劇団の先生がすすめた」と、殆んどが他動的であるに反し、中学在学の子役になると「自分の特技だから」と、はつきり自己の意思を表示するものが認められる。しかし、将来を映画の道で送ろうと決心しているものは、予想外に少ない。

契約期間は作品一本に付き、通常十日乃至一か月前後であるが、実就業日数は十日前後のものが一番多く、長いものでは一か月以上の者もある。専属契約を結んでいる子役は、年間にわたつて断続的に出演する。

就業日は予め知らされているが、スケジュールの組替、俳優の都合、天候の具合等により、急に変更されることがある。変更の場合は前日に電話等により連絡されるが、連絡がうまくつかず学校で授業中、突然呼び出されることもある。ふつと就業日は、朝九時に出勤し、五時まで拘束される。授業の途中から、又は放課後に就労することはまれである。実働時間は大体三時間未満であるが、手待時間が長い。これは他の俳優連の出来工合や、装置照明等の関係もあるが、出番が連続しないからである。そのためしばしば長時間拘束されることがあり、夜十時を過ぎることもある。

労働基準法は修学時間を前提として労働時間を定めているのであつて、従つてその労働も修学時間外に行われるように意図しており、児童の義務教育に支障をきたさないことを条件としているのである。ところが修学児童である子役が出演日に学校を休み、朝から撮影所入りや命じられることが多いのは、このような法の意志に反すると同時に、学校教育の上からも問題である。

撮影所の立地的環境は、それぞれ郊外のいわゆる田園都市の中にあり、極めてよい地を占めている。また食堂・休憩室・厚生施設等は完備されている。児童専用の控室があり、面積・設備共に十分で、大人との交渉も比較的少く、親又は児童劇団の附添人があるから、専属子役の場合には別として、予想される撮影所の特殊な雰囲気や風俗から受ける影響は、さほどではないと云えるであろう。ただ、地方ロケなどの場合に、一般の子役は宿舎で大人達と同室させられ、裏面の不健全な空気に同化する懸念がある。

3 撮影環境

撮影所数は多いセットの中は立体的な操業が行われるため、電気コード、小道具、大道具が雑然と置かれ、天井足場・吊足場も不安なものも多く、足場上にも資材等が放置されている状況であるため、物体の飛来・倒壊・転落・踏板等の災害発生の危険が潜在している。子役が受けた災害の例はないが、撮影所全般的の災害傾向もこの種のものに限られている。又セットの出入口のドアは、一般にせまくて低い上、消火設備も不十分であるから、火災の際の懸念がのこる。セットの暖房冷房の装置も、未だ不十分のものが多く、十二月の夜間の撮影に夏の着物を着せられて、とても寒かつたと述べた児童もある。

4 補償

労働者災害補償法によつて、映画製作に従事する総ての労働者に対して強制適用される。労災保険には、子役は除外されておらず、また事業場側で自主的に健康保険組合を組織して、運営をする健康保険にも、子役は除外されている。

5 賃金

賃金は出演料の名目で支払われ、事業所得税一割を源泉徴収される。一つの作品の出演について出演料の額が決定される請負率で製作終了後、支払われることになっている。撮影所では親又は本人に直接支給する形をとっているが、児童劇団に所属する子役の分については、出演料全額を劇団に対し支払っている。劇団は出演料の三割乃至五割を控除して運営

6 就学状況

出演日には、前にも述べたように朝から撮影所入りをするものが多いので、大部分のものが就業期間には十日間前後の欠席をしている。就業のための早退は殆んど見当たらない。ロケーションの場合は別として、出演日は断続しているから、引続き学校を休むことはあまりないが、就業期間経過後の病欠が、就業前と比較して目立っている。専属子役の或る児童は一学期の要出席日数八十二日のうち二週間の病欠欠席を含め、五十三日間欠席し、二学期は八十一日の就学日のうち一週間の病欠を含め三十七日間の欠席が数えられ、一、二学期を通算して授業日の半数以上を、殆んど就業のために休んでいる。

7 健康

就業児童の学業を優・良・可・不可の四段階に区別してみると、良以上の者がからでも、考えなければならないことである。国際労働条約は「学校休日の日においても二時間を超えるものではない」と云っている。撮影所側でも、なるべく子役の出演シーンのみを取りまゝとめて、連続して撮ることに苦心しているようであるが、他の出演者の都合もあり、実際には困難なようである。

色が悪くなった」などの担任教師の所見があり、児童自身も意識しなくても、出演回数が多くなるにつれて、その傾向が強く認められるようである。

8 映画出演児童に対する
学校長の意見

いずれも原則的には好ましくないと言っているが、その就業を認める理由を分類すると次のようになる。「本人の学業、性格等に影響がなく、又学内・級中に悪影響がないと思われる。」

「親があまり熱心だから」
「就業を禁止すると生計の問題にかかわる」

「禁止するとPTAの反響が強いから」
問題があれば直ちに禁止するというのは同様であるが、真剣に出演児童の個々の健康・福祉、就学上の問題等について検討していかないからであり、学校長の就業の同意については、慎重且つ総合的な判断が望まれる。

9 出演児童の親について

子役の家庭は、一般に中流以上のものが多いが、どの親も子供の出演について、非常に熱心であり、特に母親がそうである。学齢未満の子役の就業は、いまでもなく親の意思であり、映画出演の契機となる児童劇団に入るのもそうである。内職をしながら苦しい生計を立てている母親でさえも、子供の出演料が全然支給されなくとも満足しており、京都興行会社が行うから、むしろその会社と

の撮影所では出演料を持つていくと、大半の親連が、子供を出演させてもらったということに感激して、出演料を受取らないといっている。こういう点が、親の偽らない共通した感情であると思われるが、度を越すと親の親権濫用となり、健康に育つてくればならぬ児童の福祉を損う結果を招くことになり、それに近い事実もみうけられる。

二、演劇(歌舞伎)子役
の実態について

軽演劇と呼ばれるミュージカル劇等の子役については、その把握が困難であつたため、主として歌舞伎劇の子役について近べるが、歌舞伎劇の子役は、殆どどのものが、演技者の団体であつて同業組合の性格を持つ歌舞伎劇団に、血縁関係、師弟関係をもっている。この社会の慣習によつて、名義上の養子として伯父の家に預けられ、芸道を見習っている者や、梨園に縁故を持ち、有名役者に師事している者がいる。

エキストラ的な子役は、興行を主催する座(劇場)が、直接学校又は児童劇団を通じて雇入れるが、一般子役は歌舞伎劇団自体が座に關係なく、その出演を決定する。雇用関係は複雑であり、使用許可申請は劇場側からなされているが、出演料の決定・支払等については、劇場も劇団も干渉せず、歌舞伎劇団の所屬する興行会社が行うから、むしろその会社と

の間に労働関係が成立するものと考えられる。歌舞伎劇は、普通、昼夜の二部興行を行つが、今回調査した児童は午後五時開演の夜の部にだけ就演しており、午後七時かう八時の間に二回出演するが、この間の実働時間(演技時間)は約十五分位で、化粧・衣裳の着付等を含んだ手持時間を加えても、二時間内外である。出番が済めば自由に帰宅出来ることになつてゐるから、労働時間は短かく、軽易なものである。

一興行期間は概ね一か月前後で映画の場合と違い、その間連日出演するので休日がない。興行前の二日間を「けいこ読合わせ」の期間にあて、子役の場合でも一日四時間程度の「おさらい」をやらせられる。昼間・夜間の二部興行に出演することもあるが、この際の実働時間を通算してもたいしたことがなく、朝から学校を休んで行くほどではない。

しかし就演時間は短かくても、大勢の観客の前での連日二部にわたる出演は、低年齢児童にとつて、心身の疲労は、軽視出来ないものがある。興行中は休演日がないから、子役の休日も無視されている。代役も事実上困難であるから、興行期間が長期にわたる昼夜二部制の就演はできるだけ避けるべきである。又、長期にわたる地方興行にも加わることがあるが、就学・未就学児童を問わず、出来れば途中で交替させる方法をとること

が望ましい。調査児童の就業内容は、お茶屋における期間の役割であつたが、全然嫌悪感はない。一体に歌舞伎劇は古来からの伝統による型を演ずるものであり、「和事」「荒事」のいずれの所作にしても、すべてが昇華して、型としての美を表現するのであるから、他の軽演劇等の持つ「あくどさ」や強烈な刺激性はない。子役の出演は、その独特な発声動作で観客の涙を誘う役柄が多く、一般に問題となるような風紀風俗的な意味での反福祉性は考えられない。

支度部屋であり休憩室である楽屋は、子役専用のものがなく、大人の役者と同室するが、梨園における子役の門閥・縁故等の高下によつて部屋割が異なり、同室人数にも差がある。高い門地に縁りを持つものや師匠の格が高いものは、有名役者やその師匠の個室を与えられるが、その他のものは大部屋扱いという差別がなされている。このようなことは幼時から不平等感を抱く原因ともなり、自由に休息することも出来ず、大人との接触により児童性を損う可能性があるので、子役部屋の設置が望まれる。

歌舞伎界は世襲制が根強く維持されており、現在でも永年の伝統に基づく因習に支配されており、子役でさえも毎日の出番の時は必ず幹部に挨拶に行くというしきたりや、道具方にまで祝儀配りをす

賃金の支給等に関しても、複雑で疑念を持たれる点が多い。映画子役に比べると、歌舞伎劇の子役は、梨園関係者の子弟であるためか、就業について、全部がはつきりと自己の「生の道であること」を肯定している。過去の出演回数から推しても、完全に職業化した子役であるが、学校の出席状況・学業成績は、映画子役の場合よりも概して良好である。学校側も「健康や基礎教育に影響がない限り、特殊家庭の子であるから、個性を伸ばす上に良いことだ」と就業に好意的である。

演劇関係の子役で、一番考えられねばならないものは、移動的興行の劇団で、短期間の上演期間しか持たない軽演劇の出演であると思われる。把握が困難であり、監督指導もむずかしく、劇内容は一般にあくどく、強烈な刺激性を持つものが多い。台本上では、その台辞も唄も、それほどでなくとも、劇自体の醜もし出す雰囲気がある。そのものであつたり、劇の途中でも、激しいアクロバットの舞踊を演ずるというよう

な児童の健康・福祉上多くの問題を含んだ。更に、児童の肉体に害を与えるような

四、結 語

子役には六歳以下の学齢未満の幼児も相当数いるが、修学児童については、労働に従事させるよりも、修学に専心させる十分に心身の成長をはからせることが、社会的にも個人的にも望ましいことである。労働基準法が例外として、最低年齢児童の就業を認めているのは、どこまでも義務教育に支障のないことを前提としてのことであり、子役の就業も、この見地から考えられなければならない。従つてその間は特殊事情のものを除いて、子役の職業化を防止し、長期の地方ローケや、長期興行における連続出演はできるだけ避け、その労働時間も修学時間を通して七時間という法定時間を厳守すべきである。

更に、児童の肉体に害を与えるような

三、児童劇団について

紙数の関係でこの項の詳述は、別の機会に譲るが、児童劇団の数は相当数ありその性態も多岐に分かれるが、調査を行ったすべての児童劇団において、映画子役のあつた旅行、出演料の中間搾取等の疑いがあり、一部の劇団については、映画・演劇を始め、放送テレビ劇の子役の養成所とみなされるものもあつて、速かな行政上の措置が望まれる。

場所や装置、又は恐怖感を誘うようなもの

★「婦人と年少者」の
編集について一言

私は三重県少年室協働員として、毎月「婦人と年少者」を愛読しており、毎号「婦人と年少者」を愛読しておりますので、一言、お礼や希望を述べさせていただきます。毎号無駄なく手応えのある記事で紙面を埋められる編集の御苦心には感謝と尊敬を禁じ得ません。内容が堅実で正確、誠実のこもった編集ぶり、この読みにくい(といつては失礼ですが)うすつちな雑誌を次第に魅力化し、近ごろでは欠かさず拝見するようにになりました。実は四月の婦人会議の録音放送をききましたが、第一部会の久米先生の司会は大変愉快でした。その久米先生と、この雑誌の編集者名義人の久米愛子先生とは同一人であろうと想像して、いつそうお便りがしたくなつたのです。

さて、四号の坂西志保先生の「新しい仕事の開拓へ」は有効適切、妙味のあるお話でした。女子を扱う公共職業安定所の記事の中では「東京神田橋の意口から」が大変具体的で面白く、参

(三) 東京 東京しづる

考になることがたくさんありました。また座談会「職場の現実をきく」の記事はとても愉快でしたが、若い人たちの情熱が職場へ傾倒されていらないため、司会会の指導こそ一歩といふところの援助が物足りない。私の経験からいへば、ともしどし啓蒙してやつていじやないでしょうか。

「海外の働く婦人」では、私が高齢者のせい、アメリカのニュースが愉快でした。これももつと紙面をふやして詳細な内容が知りたいものです。総括しての希望は発行人が平林たい子さんですから、平林先生にお願いして婦人労働者をテーマとした小説を連載していただきたい、また久米先生にも、弁護士として民法・刑法のわかりやすい解説を毎号書いていただいて、法律にうとい婦人層を指導してほしいと思います。

「資料室」ももつと充実させていたいただきたいと思つています。以上、大変に生意気な批評をいたしました、失礼お許しください。

(三) 東京 東京しづる

三月の婦人界のうごき

二日 全国地域婦人団体連絡協議会(理事長山崎しげ子氏)では全国から約七百名の地域婦人を集め、二日、東京虎の門の共済会館で「第二回新生活推進全国地域婦人大会」を開催した。続いて三・四日は日本女子会館で「新生活運動指導者研修会」を開き、二百名が「新しい国づくり」「新しい町づくり」「新しい家づくり」「新しい世代づくり」の四分科に分かれ、運動の反省と検討を行った。

七日 十五日 スエーデン、ストックホルムの王宮デニスホールで、三十六か国代表約四百名の選手が参加し開催された「第二十四回世界卓球選手権大会」で、日本の選手が五種目に優勝。うち、女子選手は、女子団体でルーマニアを破り三度目の優勝をしたほか、江口富士枝選手(23)が、女子シングルス並びに混合ダブルスに優勝している。

八日 第四回「婦人月間」が、四月十六日まで四十日間にあたり、①婦人の職場をまもる、②働く婦人の母体を保護する、③男女の差別を撤廃する、④憲法を守り、家族制度の復活を反対する、⑤まず婦人自身が仲良く手をつなごう、の目標のもと開催された。この運動は従来までは総評傘下の婦人労働者間の運動であったが、本年度からは未組織の婦人も含め、全婦人労働者が参加して行われるようになった。

十一日 米国人に、日本を正しく伝えるための教育映画「日本」を作成しようと、ロベラ・デューイさん(哲学者ジョン・デューイ氏未亡人)が来日した。数か月滞在の予定である。

十二日 恵まれない人たちのために、陰の力になって働いている婦人相談員、母子相談員など約三十名の婦人たちが、新宿生活館で懇談会を開催。この「ワラジ会」と名づけ、生活館を中心に毎月、懇談会を行うことになった。

十三日 東京商工会議所主催の「お客の声を聞く懇談会」に、消費者側として主婦連、地婦連、婦人経済連盟、東商婦人会などの婦人たちが出席し、美容・理容・クリーニング・公衆浴場・自動車・食堂などの問題について業者代表と意見の交換を行った。

十四日 労働省婦人少年局長谷野せつ氏は三月十八日から四月五日までニューヨークの国連本部で開かれる「第十一回婦人の地位委員会」に、正式オブザーバーとして出席するため羽田を出発。

十六日 東商婦人会では、東南アジア諸国との親善のため、婦人経済視察団(ヘチマコロン社長藤村千良氏ほか五名)を派遣した。一行は、香港、フィリピン、タイ国などの中小企業地を中心に視察・懇談・事情調査を行い、約半か月で帰国の予定。

十八日 二十日 農林省主催の「第五回農家生活改善発表大会」が同省内で開かれ、全国の生活改善実行グループ代表など約三百五十名の農村婦人が参加。生活改善実施の体験発表並びに懇談を行った。

二十五 昨秋、八大都市に「婦人相談所」が設置され、既に売春婦の保護更生がはかられてきているが、売春防止法の一部発効をまえに、同法の順調な実施を期そうと、衆参婦人議員有志が婦人相談員約四十名と懇談会を開催。同相談業務の問題点などについて話合った。

二十六日 二十七日 売春対策国民協議会(三十三婦人団体参加、会長久布白オチミ氏)では、全国から代表約百五十名を招いて「売春対策国民協議会」を衆議院第一議員会館で開催し、従業婦、業者の各対策、婦人保護施設等の問題について討議、同法の完全実施を促進する旨の決議を行った。なお翌日は国会、関係官庁に陳情を行い、さらに衆参両院の法務・社会各委員とも懇談会を開いて、同法の順調な実施のための問題点について懇談した。

二十六日 芸妓を前借金でしばり、売春を強要していた悪質な芸妓置屋が、法務省人権擁護局から「前借金は無効。芸妓の荷物は返還せよ」という「有体財産引渡し」の仮処分をうけた。売春婦の更生に明るい希望を与えるものと注目されている。

二十七日 日本舞踊音楽流家若妻徳穂氏(47)が、第七回芸術選奨受賞者に決定した。受賞者十氏のうち、紅一点である。

三十日 東京芸術大学音楽部楽理科四年山本寿美子さん(22)の「ハープ史考」と、同中津川知子さん(22)の「ボロブドゥールの遺跡に現れた音楽資料」の二つの卒業論文が、音楽学界の未開拓な分野を解明したものであるという折紙がつけられ、同大講師J・モルナール氏並びに東京助教授岸辺成雄氏によって独英両国語に翻訳され、欧米の音楽学界に紹介されることになった。

三月 東京渋谷区千駄ヶ谷の鳩森小学校周辺には、昨年来、いかがわしい温泉旅館が増加したため、生徒に悪影響を及ぼしていることが、同校PTAの母親たちに問題としてとりあげられ、環境浄化対策委員会が設置されて、関係機関への働きかけ並びに関係官庁への陳情を行う一方、講演会、懇談会、ドラ、戦術などによる地区内の人々の啓蒙、世論喚起の猛運動が行われた。この問題は、同区議会並びに国会でもとりあげて審議した結果、「旅館業法の一部改正案」提出の促進、学校環境の美化に関する厚生省通達が行われ、また、この地域は近く文教地区に指定されることになった。

四月の婦人界のうごき

一日 昭和三十一年、第二十四通常国会において制定された売春防止法が、一年の猶予期間を経て施行されることとなった。但し処罰規定が施行するのは三十三年四月からで、本年は売春婦の保護更生面のみである。なお、同法に基づき婦人相談所については各方面から早急な設置を要望されているが、現在開設されている相談所は、北海道、東京、神奈川、愛知、京都、岡山、徳島、その他の十六都道府県である。

四日 藤間身加氏(61)は、病気の平塚らいてう氏にかわり全日本婦人団体連合会会長に選ばれた。同氏は女性で四人目の医学博士であり、婦人運動界にとつては、異色のリーダーである。

六日 岸外相は平和外交の一環として文化外交についてひろく民間の意見を求めるため「文化外交懇談会」を設置し、松方三郎氏等三十二名の委員を決定した。その中には評論家坂西志保、「旅」編集長戸塚文子、舞踊家若妻徳穂の三氏が含まれている。

七日 中共訪問日本婦人代表団(団長久布白落実氏)一行三十名は、中共民主婦女連合会(蔡暢主席)から招かれ空路出発した。一行は約一か月間中共婦人の社会的地位、家庭生活、育児、教育などを視察する予定。

七日 自由学園園長羽仁もと子氏は都下久留米町の自宅で心臓衰弱のため死去。八十三歳。同氏は明治女学校卒業後、わが国最初の婦人記者として報知新聞社に勤務。後、キリスト教的自由主義の立場から大正十年自由学園を創立、婦人教育に力をつくした。

八日 国鉄はガード下用地貸付の不正を防ぐため国鉄本社に高架下管理刷新委員会を新設、主婦連副会長三巻秋子氏等五十人を委員に委嘱した。

十日 第九回婦人週間が「まず話し合いましょう明るい人間関係を作るために」のスローガンのもとにはじめられた。

十日 トルコ国会議員ナジール・トラヴァール女史は、婦人週間に参加のため羽田着のNW A機で来日した。

十日 半生を婦人選挙権獲得に打ち込んだ往年の「婦選運動家」四十人余りが婦人参政権行使十周年を記念して東京千駄ヶ谷の婦選会館で「婦選同窓会」を開き、苦しかった運動時代を語り合った。席上老後の記念として市川房枝氏から、五十年前の治安警察法改正運動以来、婦選運動の中心に立つてきた堺枯川氏夫人(85)、西川文子(75)、小口みち子(74)、河口愛子(85)、田中芳子(77)、山田わか(78)の各氏に、婦選と彫り込んだ程の杖が贈られた。

十三・十四・十五日 労働省・NHK共催の第五回全国婦人会議は産経会館(十三、四日)及びNHKホール(十五日)で開かれ、都市、農村の家庭、職場、近隣社会の四つの部会にわかれ、去、八十三歳。同氏は明治女学校卒業後、わが国最初の婦人記者として報知新聞社に勤務。後、キリスト教的自由主義の立場から大正十年自由学園を創立、婦人教育に力をつくした。

八日 国鉄はガード下用地貸付の不正を防ぐため国鉄本社に高架下管理刷新委員会を新設、主婦連副会長三巻秋子氏等五十人を委員に委嘱した。

十日 第九回婦人週間が「まず話し合いましょう明るい人間関係を作るために」のスローガンのもとにはじめられた。

十日 トルコ国会議員ナジール・トラヴァール女史は、婦人週間に参加のため羽田着のNW A機で来日した。

十日 半生を婦人選挙権獲得に打ち込んだ往年の「婦選運動家」四十人余りが婦人参政権行使十周年を記念して東京千駄ヶ谷の婦選会館で「婦選同窓会」を開き、苦しかった運動時代を語り合った。席上老後の記念として市川房枝氏から、五十年前の治安警察法改正運動以来、婦選運動の中心に立つてきた堺枯川氏夫人(85)、西川文子(75)、小口みち子(74)、河口愛子(85)、田中芳子(77)、山田わか(78)の各氏に、婦選と彫り込んだ程の杖が贈られた。

十三・十四・十五日 労働省・NHK共催の第五回全国婦人会議は産経会館(十三、四日)及びNHKホール(十五日)で開かれ、都市、農村の家庭、職場、近隣社会の四つの部会にわかれ、全国から集まった六千人の会議員によつて「明るい人間関係をつくるために」のテーマのもとに熱心に討議された。なお、本年は、始めての試みとして、会議員に男性八名が参加した。

十三日 クリスマス島の水爆実験について「日英両国婦人が協力して反対を叫ぼう」と、イギリス全国婦人会議(会長モニカ・フェルトン女史)からの激励の手紙が全日本婦人団体連合会(会長藤間身加氏)あてに届いた。この手紙は、三月十七日の国際婦人デーの集会でロンドンで開かれたさい、集まった婦人達の代表百人がサインして送ってきたものである。また、三月十五日、ロンドンで開かれた国連軍縮小委員会に「核兵器実験の即時停止」のメッセージを出した国際民主婦人連盟会長E・コットン夫人より同メッセージの写が、同連盟副会長である平塚らいてう氏あてに送られてきた。

十五日 第二十五通常国会を通過した「母子福祉資金の貸付等に関する法律」の一部を改正する法律が公布された。これにより国が母子福祉資金貸付の財源として都道府県に貸し付ける額の比率が引き上げられることになった。

十七日 国会で審議中の「中小企業団体法」「環境衛生営業法」の二法案に反対する主婦連、婦団連、生協連、総評、中央福祉対策協議会五団体主催の

全国消費者大会が四谷の主婦会館で行われ、二つの法案が提出審議されている国会の経過や、これによる物価の値上り等の点が討議され、法案の反対を国会に陳情した。

二十・二十一日 婦人月間(三月八日四月十六日)にちなみ「第二回働く婦人の中央集会」が全国約千五百人の女子勤労者を集めて、芝女子会館・総評会館・衆参両議員会館などで開かれた。この集会は年一回この機会に自分たちの生活をふりかえり、悩みや苦しみを解決していくという趣旨で催され、全国約三十の労組婦人部が中心になつて昨年からはじめられたものである。二十日には八つの分科会に分かれ、全国の働く婦人の問題が討議された。

二十七日 主婦連三巻副会長代表九人は、厚生省をおとすれ、プロ銭の値上げ反対を陳情した。主婦連では独自の立場でプロ銭の原価計算を行い、現行料金でも十分利益をあげている、値上げは大量の家計に大きな圧迫を加えるものとして反対している。

二十八日 茨城県東茨城郡小川町の町長選挙において、山西きよ氏(47)は、対立候補の前町長橋谷仙三郎氏(64)を破つて、町長に選ばれた。同町では百里原地区の農民、婦人層を中心に基地化反対派が自衛隊の航空基地を誘致しようとする前町長に反対、山西さんを支持したためである。

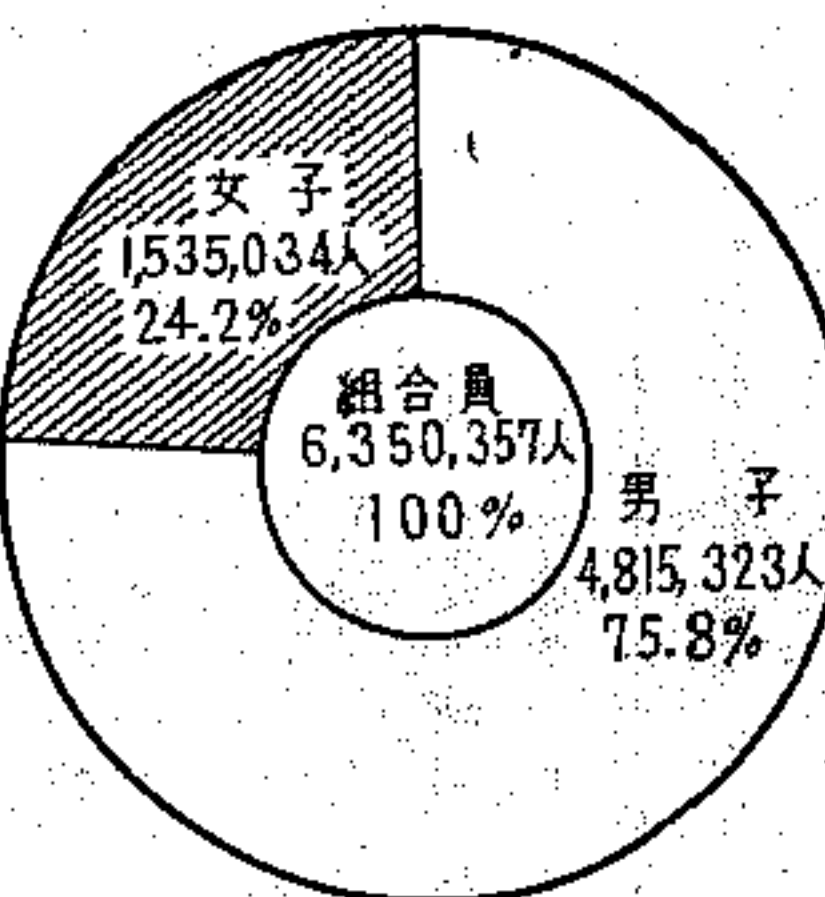
労働婦人のページ

婦人労働者の組織状況について

一九五六年六月現在、全国の婦人組合員数は、五五年の四七万三、七三四人に比べて四・二%増加し一五三万五〇三四人になりましたが、この数は組合員総数の二四・二%にあたります(第1図)。

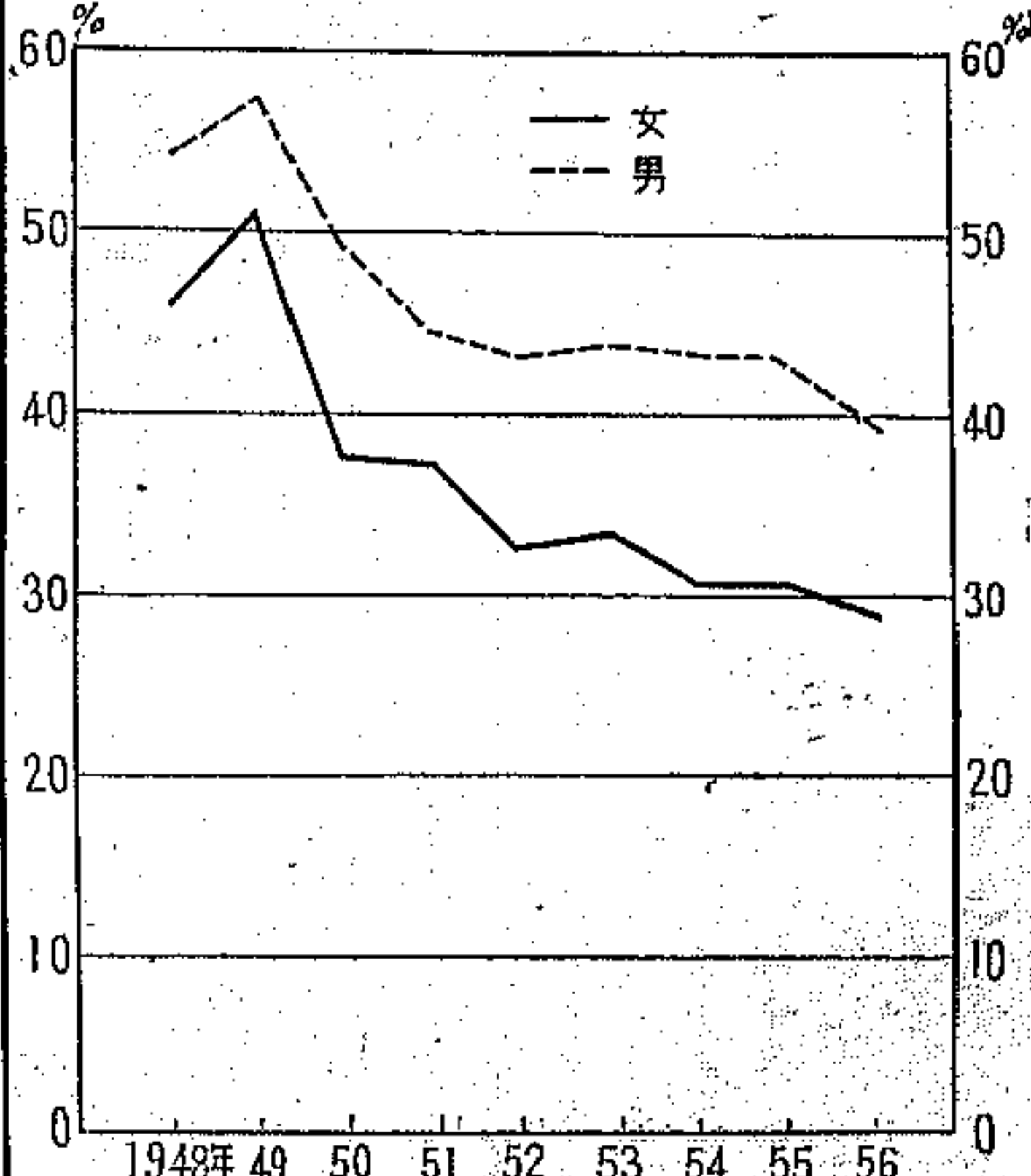
戦後、婦人労働者の組織率は漸次上昇して、一九四九年には五〇%を超えましたが、経済安定計画にともなう事業所の休廃等から一時急激に下り、その後一九五六年に至るまでの間に、婦人労働者の数が三二〇万から五一五万とふえているわりに、組合員数は伸びず、この六七七年間、一五〇万弱の線を彷徨しており、組

第1図 全産業における男女別労働組合数 (1956年6月)



労働省労働統計調査部「労働組合基本調査」

第2図 全産業における年次別男女別労働組合推定組織率の推移



織率は漸次低下して、一九五六年には二九%となりました(第2図)。
産業別の状況
○婦人組合員の分布状況
婦人組合員が最も多いのは製造業の五九万六、一八八人(婦人組合員総数の三八・八%)、このうち半数は紡織業、ついでサービス業の三二万八、七〇一人(二〇・八%)、三分の二以上は教育、運輸通信及びその他の公益事業一八万三、二三人(二・九%)、過半数が通信業、公務一三万五、六三八人(八・二%)金融
○組合員総数中にしめる女子の割合
産業別の婦人組合員分布状況は、まえのべた通りですが、次に産業別に婦人組合員の勢力状況をみますと、金融及び保険業、卸売及び小売、不動産業等、サービス業は組合員総数の三分の一乃至それ以上が婦人となっており、以下製造業
一九五五年に比べて婦人労働者の組織率が著しく高まったのは、婦人労働者数の多い鉄業と建設業で、とくに鉄業は三四%上昇して、五六年には九〇%を示し、全産業のなかで一位となりました。
これに対して、運輸通信及びその他の公益事業と公務では、婦人労働者の組織率が前年とくらべて二五%前後低くなっています。以下各産業における婦人労働者の組織率は、建設業五四%、製造業三三%、サービス業二四%、卸売小売及び金融保険不動産業一六%となっています。

「新聞を配る少年保護育成の会」設立まで

東京婦人少年室

五月の児童福祉月間の実施行事の一つとして、東京に新聞を配る少年保護育成の会が設立されたので、その経過をお知らせしよう。

新聞配達業務に従事する満十五歳未満の児童の就労保護についてという労働省婦人少年局長、基準局長、文部省初等中等教育局では、三十二年一月御用始め等教育局長連名の令達が、各婦人少年室長、基準局長、教育委員会にあつたのは、昨年の十二月二十一日であつた。東京労働区教育委員会、朝日、毎日、読

売、東京、産経、日経の六社の販売店を総動員、少年たちの就労保護についてのけいもう指導を二月、三月中に完全実施することに決定した。そしてこの会合には必ず室長の参加が条件であることが約された。さて、都内二十三区、八市、三多摩一千二百軒の販売店主及び教育委員会の動員は困難であつたが、二月七日にはじまり、三月二十二日に終了、この間開催回数二十

配達少年の銅像建設について
さて、実施事業につきましては、規約の示す通りであります。本年は特に事業の一つとして配達少年の銅像を建てたいのであります。配達少年の、胸をはった満足気な、清潔な働く姿を、一般社会人の心に印象づけ、少年の働きに感謝の思いを抱くとともに、少年の姿が社会の心の中に生き続けますようにと、このように願う思いからであります。社会のすべての人の感謝と激励を背後におぼえ、ほこりと満足と、責任感にあふれた、正しい勤労意欲に燃える現代の働く少年の姿としての銅像をたてたい、そしてたえず大衆の目にふれさせたいと、このように願っているのであります。新しい時代の働く少年の正しい姿はこの銅像を通して多くの少年たちの心を奮ち、配達少年の涙は、この銅像によつて消されることになりましょう。大衆はこの銅像をみることによつて朝毎夕毎の新聞配達少年の幼い姿をもう一度心にうかべることでありましょう。趣旨に御賛同下さいまして御協力下さいますならば、まことにありがたく存じます。

かつ感謝している次第である。都内には、まさしく、新聞配達少年風が吹きまわつた有様で、二月三月の二か月間は、東京労基局はすべてをこれに集中されたようであつた。さて、こうして東京労基局の一時期を制しての御熱心な指導けいもうがみのり、新聞販売組合婦人団体・PTA・中学校長会、青少年問題協議会・東京婦人少年室協働員・婦人少年協会東京支部などの皆様の発案によつて、「新聞を配る少年保護育成の会」が設立される運びに至つたことは、官庁の行う指導けいもう行政が、民間の手によつて実つたということの立証でもある。まことに官民でいけいめいといみのりの姿であると信ずる。更にこの会の事業として、秋の年少労働者保護運動に、新聞を配る少年の集いの実施、また、少年係の設立など、心あたたまる事業が次々と実行に移されつつある。なお、この会の委員長は婦人少年室協働員であり、婦人少年協会東京支部長の佐藤哲である。

児童意章に守られまして、心身ともにすこやかな成長をいたしますよう、全国津々浦々に至るまで、官民協力のもとに、これから児童の幸を願つての多彩な行事が実施されているのであります。この月間にあたり、私共の胸中をしきりに去来するものは、朝毎、夕毎に、私共の家庭に新聞を配達する幼い児童の勤労の姿であります。配達少年の殆んどは義務教育課程中の十二歳から十五歳までの、文字通り幼い児童であります。その数は全国二十万、東京都だけでも一万三千と数えられておりますが、小さな働き手として社会のために、特に近代生活にとつて最早欠くことのできないニュースを伝達するという、この仕事をいたしております児童に、言葉や思いや、単なるその場だけの行事だけでなく、心よりの感謝と、心よりのけいめいと保護育成の大人の誠意の実を示したいと、志を同じくする者が話し合いをいたしました。恵まれた運命のもとにおかれましては、貧しいこの児童たちが、冬の朝の寒さや、雪や、雨や、風に耐えて、ニュースの伝達者として、存じます。

趣意書

今回の新聞配達児童問題についての東京労基局の熱意のほどには、室として深い敬意を表し、す。日本の将来を託する児童が、その任務に責任と満足を持ち、

昭和三十三年五月
新聞を配る少年保護育成の会

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
VI. 婦人と教育					親子関係について				
1. 家族関係					その日本の意味				
b. 家族に関するもの					親子関係の心理(完)				
太閤検地と家族構成—1.2—	宮川 満	ヒストリア	(8-9)	54	金久卓也			(3-4, 5)	
近世の町人文学に現れた家の性格	徳田 進	高崎論叢	(1-1)		宮原守男	福音と社会	(10-6)		
家族主義について	大橋 薫	大阪市立大学家政学部紀要	(1-1)		阿南成一	世紀	(64)		
家族生活	牛島義夫	家庭科教育	(28-1)		池田志恵	[宇都宮大学社会学部] 研究論叢	(4)		
中小企業労働者家族の生活実態	労働省婦人少年局	労働時報	(7-2)		大浜英子	カリキュラム	(77)		
追い詰められる労働者と家族の生活(上・下)	労働経済旬報		(8-236, 237)		2. 家庭生活に関するもの				
家族主義と青年	太田 卓	青年心理	(5-3)		a. 家庭について				
要保護世帯の家族的特質—上・中—	中本博通	社会問題研究	(4-3, 4)		近代家庭の意義				
—大津市 218 世帯の場合—					清水幾太郎	婦人の世紀	(4)	47	
家族緊張と青少年	大浜英子	青少年問題	(1-4)		鎌倉文庫編	同 左		48	
親子げんか	思想の科学		(1-3)		富田 豊	法政資料 297			
家族生活の尊重と家族遺棄の罪	牧野英一	季刊利政	(3-2)		大阪谷公雄	法律文化	(4-3, 4)	49	
家族調査における個人的記録の使用	森岡清美	家庭裁判月報	(6-5)		高橋正雄	婦人公論	(6月号)		
親子関係の心理学的研究	中西昇	大阪市立大学家政学部紀要	(1-4)		角 ひめ	家庭科教育	(23-7)		
親と子の諸問題—老後の不安をどうするか—	金子貞子	社会事業	(37-8)		山形県東田川郡家庭研究会				
カント家族論及び婚姻論	玉城 肇	[愛知大学] 法政論叢	(9)		浅田 宏	教育科学	(30)		
英国における家族に対する経済的措置	富田展子	労働時報	(7-11)		大森松代	婦人の生活	(11)	50	
「家」の問題	青山道夫	改造	(35-12)		オールズ	(馬場嘉, 蜂谷貞子訳) 教文館			
戦争と家族	村田宏雄	家庭裁判月報	(6-12)		神藤鉄男	社会と学校	(4-3)		
「家」について	田宮虎彦	改造	(36-1)	55	松島静雄	雇用研究	(4-3)		
世論調査に現れた家族意識	磯村英一	婦人公論	(1月号)		関島久雄	政治経済論叢	(1-4)		
都市における家族の崩壊	桑畑勇吉	都市問題	(46-2)		鈴木 清	青年心理	(1-4)		
佐世保市世帯構成調査	山本文夫	社会学評論	(5-3)		稲葉ナミ	新しい教室	(5-4)		
家族主義	磯野誠一	思想の科学	(2-3)		植松正	臨床心理と教育相談	(1)		
「家」の問題について	石橋 波	保険時報	(14-5)		白根孝之	家庭科教育	(25-1)	51	
—封建的家族制度復活の声に対して—					磯田進	他, 女性改造	(6-3)		
個人か家族か	中川善之助	判例時報	(40)		勝部真長	児童心理	(5-3)		
20村郷における家族主義道徳の実態	中野光彦	[新潟大学教育学部] 同分校 研究紀要	(1)		村上志久子	家庭科学	(146)		
世帯に於ける非家族人員, 特に他の成員との間の相関関係に就いて	山本文夫	[長崎県立佐世保商科短期大学] 研究紀要	(2)		上野源一	ノーマッド	(18-5)		
近世における家族構成の変質過程	谷口澄夫	[岡山大学教育学部] 研究紀要	(1)		山室民子	児童心理	(5-6)		
山村の「家」と資本主義	福島正夫	東洋文化研究紀要	(6)		佐々木達	家庭科教育	(25-6)		
フォルサム家族論	富永湯子	社会福祉評論	(7)		東郷正雄	家庭科教育	(25-8)		
*家族・人間・社会	青山道夫	法律文化社			石井正夫	教育技術	(5-10)		
*家族・結婚	戸田貞三	松尾書店			落合隆一	家庭科教育	(25-11)		
親の権威について	大橋平八郎	新しい教室	(10-4)		佐口 卓	月刊社会保険	(5-11)		
要保護世帯の家族的特質—下—大津市 218 世帯の場合	中本博通	社会問題研究	(5-1)		前田健男	社会教育	(5-12)		
近世前期の幾内村落と農民家族の発展	池田敬正	ヒストリア	(12)		白石 凡	教育技術	(6)		
近代家族の特質	大橋 薫	大阪市立大学家政学部紀要	(2-1)		今和次郎	信濃教育	(774)		
家族崩壊と貧困の類型	関 清秀	社会学評論	(5-4)		森田宗一	大浜英子, 和田共著	世紀	(27)	
					金森徳次郎	初等教育資料	(18)		

◆婦人少年協会東京支部だより

少ない職員と予算で、しかも両手に余る程の婦人少年行政を、文字通り体当りでなされている東京婦人少年室、次々と立派なしかも適切な企画を樹てて何とかこれを実行へもつて行きたいと苦んでいる室長の姿、これ等の事実を見ると、協働員だけの協力ばかりでなく、多くの理解ある民間の協力者を得なければ、到底やりとおせるものではないということが痛感されて、協会本部と東京婦人少年室の行う事業に協力することを目的とする東京支部が誕生して早や六か月になります(本誌四〇号参照)。以下この半歳に亘る支部の歩みを順を追って御報告させていただきます。

○昭和三十一年十月二十六日 労働省竹橋会議室に谷野局長、海老塚東京労働基準局長、平林協会々長、都下各労働基準監督署長の御列席を得て、支部創立発会式を挙げ、事業及び予算を議決し、役員が選出されました。当日現在で会員数二百余名でありました。

○同年十一月七日 緊急理事会を開いて、東京婦人少年室主催の行事二つに対する後援を決定しました。

○同年十一月十三日 東京虎の門にある共済会館において、東京婦人少年室が主催のもとに、屋敷き夜学、少年少女約八百名を動員して「働く少年少女の集い」が開催され、生活文入選者に対する褒賞授与、生活文朗読、警視庁音楽隊の演奏、映画等の行事が行われ支部としても物心両面より協力して予期以上の成功をおさめたのであります。

○同年十一月十八日 東京婦人少年室主催で豊島園に於いて開催された「新聞を配る少年の集い」に全力を挙げて後援しました。来会者七千名と号され、警視庁音楽隊の演奏行進に巨人軍選手の野球教室に第一グラウンドは晴天にめぐまれてまさに感激のルツボと化し、一つの事故もなく整然と終始しました事は当時各新聞の報道以上のものでありました。支部発足第一歩は、かくして最大の成果をおさめ支部の存在を認められ、将来の発展を囑望される機縁となつたのであります。

○同年十二月五日 常任理事会を開いて、理事の件について打合わせをしました。

○昭和三十一年一月二十五日 常任理事会を開いて、労務管理研究会開催その他について打合わせ、理事会開催の件を決定しました。

○同年二月二十九日 理事会を開いて、協会本部と共催「労務管理研究会」を、都内数地区に分けて開催の件及び諸用紙印刷費頒布の件等を議決しました。

○同年二月六日 常任理事会を開いて、東京都に於ける青少年ホーム建設の件について打合わせ、評議員会開催の件を議決しました。

○同年二月十四日 協会本部と共催のもとに足立監督署管内に於ける中小企業労務管理講習会を開催しました。集る者九百余名、熱心に聴講に当たりました。

○同年三月十四日 協会の本部と共催のもとに青梅監督署管内に於ける中小企業労務管理講習会を開催、約六百名の会合を得て予期以上の成果をおさめました。

○同四月二十三日 常任理事会を開いて、局長を囲む懇談会開催の件を可決しました。

○同五月六日 谷野局長が国連婦人の地位委員会に出席され帰朝せられたので、局長を囲む懇談会をサンケイ婦人ホームに於いて開催しました。

以上過去を顧る時、協会本部はもとより、局、室その他各関係機関の方々の御指導と御援助のもとに、会員相互がよく連携し、特別の奉仕を引受けられて、まがりなりにも歩みを進めて来たのであります。五月末現在に至ります。

在に於いて、会員数(特別会員を含めて)三百七十名を超え、今後更に倍加運動を活発にして、所期の目的を達成することに努めたいと念願しております。格段の御協力を希う次第であります。(佐藤 哲)

東京支部会員の皆様に、会員相互の意志疎通を図り、広報機関としての役目をもつ機関誌がほしいという声が会員の間に起つておりましたが、予算の関係でなかなか実現をみせませんでした。ところが今回、「婦人と年少者」の一頁を、東京支部のために割いていただくことになりました。それで、この頁を支部会員の皆様に御利用いただければ、発表機関がほしいという御要望の一端を充たすことができるかと思ひますので、振つて御寄稿いただきたいと思います。

随想でも、地区活動の模様や御意見でも結構です。

原稿締切 毎月十五日

分量 なるべく簡潔に。四百字詰五枚以内。

送り先 婦人少年協会支部事務所(東京婦人少年室内)

女子の就業者数と完全失業者数 (1956年11月)

産業別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同月と 比較
総数	万人 1,802	万人 2,520	% 41.7	%	万人 - 18
自営業者	276	821	25.2		- 11
家族従業者	994	426	70.0		- 33
雇用者	530	1,271	29.4	100.0	+ 26
農林業	18	36	33.3	3.4	+ 1
漁業及び水産養殖業	3*	19	13.0	0.6	+ 2
鉱業	6*	43	12.2	1.1	± 0
建設業	25	119	17.5	4.7	+ 7
製造業	182	412	30.6	34.4	+ 10
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	110	204	35.0	20.8	- 3
運輸、通信その他の 公益事業	23	184	11.1	4.4	- 1
サービス業	146	151	49.2	27.6	+ 10
公務	18	103	14.9	3.4	+ 1
完全失業者	24	29	45.3		+ 1

一人一か月平均現金給与総額 (1956年11月)

産業別	女子	男子	男子に 対する 女子の 割合
総数	円 8,951	円 21,437	% 41.8
鉱業	8,265	19,659	42.0
製造業	8,043	21,105	38.1
卸売及び 小売業	9,242	20,229	45.7
金融及び 保険業	12,930	26,535	48.7
不動産業	10,323	23,643	43.7
運輸通信及び その他の 公益事業	12,121	22,060	54.9
建設業	7,217	15,582	46.3

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数に乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総理府統計局労働力調査 —

— 労働省労働統計調査部調 —

婦人少年局ニュース

○局長婦人報告会の開催
婦人少年局長は去る三月十八日より国連本部において開催された第十一回婦人の地位委員会にオブザーヴァーとして出席したが、その婦人報告を兼ねた懇談会が五月二十一日午後一時より四時まで婦人少年局において開催された。関係官庁、各団体、労働組合等より二十数名が出席した。

○婦人週間反省会の開催
五月二十三日午後一時より四時まで婦人少年局資料室において、婦人週間の反省についての懇談会が開催され、出席者より、テーマ行事、実施方法等について活発な意見が出された。出席者は左記のとおり。(順序不同)

- 評論家 N H K 婦人部長 N H K 婦人課長 文部省社会教育課 朝日新聞 全国地域婦人団体連絡協議会 全国農協婦人団体連絡協議会 主婦連合会 大学婦人協会 日本YWCA 婦人問題研究所 日本青年団協議会 全日通労組 全国繊維産業労組 第五回全国婦人会議出席者
- 松丸志摩三 江上フジ 中川玲子 塩・ハマ子 島田とみ子 田崎敏子 小林弘枝 中村紀伊子 上野しげ子 蓮元緑 児玉勝子 大野節子 山場ふじえ 金平文子 坪井楊子

○五月の放送
五月二日 谷野局長「婦人の地位委員会」に出席して「NHK」
五月五日 同右「NHK」広報
○神奈川勤労婦人会館開館以来の館長であつた福田さと子氏は、本年四月同県内職公共職業指導所長に専任された。
— くらんになりましたか —

(婦人労働関係)
○27 未亡人等の雇用の実情(調査資料) 未亡人等の雇用に関する調査(製造業及び非製造業) 結果報告
○55 婦人労働の概況(資料) — 昭和三十一年分 —
○46 手工業及び家内工業における婦人の機会(海外資料)
○47 雇用及び職業の分野における性別による差別待遇について(海外資料)

婦人と年少者 第五巻 第六号
昭和三十三年六月一日印刷
昭和三十三年六月五日発行
定価 五十円 千四円
編纂人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井完一
東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二
(日本職業指導所管内)
発行所 婦人少年協会
電話九段(33) 九五九七
編纂所 東京一〇七九一四

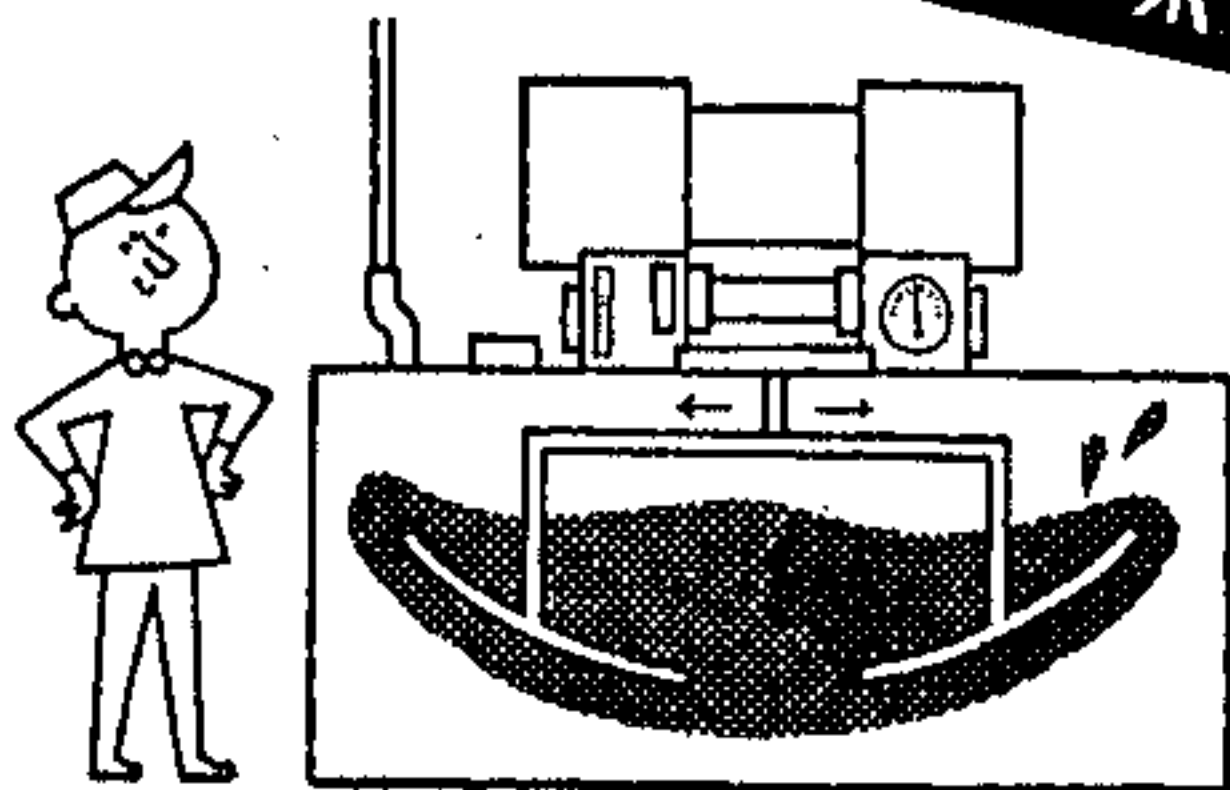
(3) 書名 著者 発行所 巻号 発行年 (4) 書名 著者 発行所 巻号 発行年

アメリカの強味 — その家庭生活の印象 —	石山崎平, 国民(597)	51	家庭構造の心理学的分析	横田義男, 【福岡大学文学部米分校】研究紀要(5)	
*戦後日本の家庭	経済安定本部(経済内閣26第31号)		わが家の家族会議	内村直也他, 婦人公論(6月号)	
*家庭生活の葉	東京市中野区, 同左		教育の場としての家庭	柴田良彦, 哲学叢書(1)	
家庭の中堅と社会の中堅	石川達三, 婦人朝日(7-2)	52	「家庭性」の測定	蜂屋 麗, 人文研究(6-3)	
*家庭の封建性	群馬県教員組合文化部 同組合(前掲)		家庭生活機能の変化にともなう家庭生活教育の一考察	藤枝恵子, 家庭科教育(29-5)	
良い家庭の営み	植村 瑞, ニューエイジ(4-4)		(1) 主婦について		
家庭生活指導所感	松浦澄子, 家庭科教育(26-7)		*完全なる主婦	小山文太郎, 教育科学社	48
家庭生活の能率化	上野陽一, 能率道(19-8)		家庭婦人と労働	鷺澤登美子, 婦人の世紀(7)	
家庭の時間の能率的な使い方	実業之日本(55-22)		大阪主婦の会の動き	比嘉正子, 物価時報(20)	
家庭生活というもの	魚井博一郎, 婦人画報(573)		西洋の鍵と日本の杓子	石田英一郎, 婦人朝日(3-11)	
「女の子とその家庭」を読んで	山本キク, 家庭科学(156)		一継承される主婦権の性格	主婦に訴える	
家について、子供はどんな問題をもっているか	吉野正男, カリキュラム(44)		一労働組合との提携	小関ちえ子, 社会評論(6-2)	49
家庭民主化への努力	田辺繁子, 世界(73)		耐乏生活下の英国主婦の生態	労働時報(1049)	
一講義後の日本に民主主義を確立するために			職業は——主婦	ドロシー・リーダーズ・ダイジ トムスン エスト(4-7)	
イギリスの家庭事件	「(76)」		たちあがる主婦たち	産業労働調査月報(3-7)	
家・親・結婚	吉谷綱武, 家庭科教育(26-9)		職業を持つ主婦の生活	婦人の友(44-2)	50
生活綴方教育にまなぶ	鶴見和子, 図書(37)		*主婦のメモ	上野しげ子・社 会教育連合会編 大蔵省印刷局	
学齢以前の家庭生活指導	井原静江, 家庭科教育(26-12)		一家庭生活を能率的に(女性新書)		
英国の家庭生活	家庭科学(161)		家庭婦人の教育と信用と責任ある放送	坂西志保, 新聞と広告(5)	
一青山学院大学経済学教授にきく			主婦の労働	都留重人, 婦人公論(10月号)	52
石川県の山村Y部落における家庭生活実態調査	吉村 和子, 著【金沢大学】教育学 木越美和子, 副記要(1-1)	53	労働者家庭の妻の生活	田中寿美子, 労働統計調査月報 (4-4)	
*家庭生活の構造	中鉢正美, 好学社		一主婦の間に際して		
一生活指導講座			*労働者の主婦の意見調査	労働省婦人少年局, (婦人・調査資料9)	
良家庭の子供	吉谷綱武, 新しい学校(5-1)		一生活や組織活動について		
*図説・家庭の科学	沼田金四郎, 岩崎書店		家庭婦人と新聞知識	山本由美, ニューエイジ(5-2)	53
*家庭生活の歴史(家庭文庫)	斎藤兼繁, 東洋経済新報社		主婦の生活時間	坂井喜一郎, 北海道教育(6)	
*家庭の不和	土井正徳, 国土社		中国一家庭主婦の報告	胡 志 漢, 中国事情(38)	
一その原因はどこにあるか			家庭婦人の意識	野間 宏, 図書(46)	
新しい家庭の建設	石田 達, 他, 婦人公論(7月号)		主婦について	清水幾太郎, 婦人公論(8月号)	
*あらゆる家庭問題の法律知識	島津嘉孝, 大同書院出版(大阪)		主婦の表情	菅沢光治良, 世界(96)	
家庭と人間形成	正木 正, 児童心理(7-9)		*主婦の経済的独立	労働省婦人少年局, (婦人・海外資料30)	
家庭生活指導の為の資料	本田スイ, 【栃木県教育委員会】 教育月報(3-31)		子女の成長と主婦の生活時間について	牛田伊久子, 大阪市立大学 家政学部紀要(1-2)	54
家庭の幸福について	吉谷綱武他, 知性(1-2)	54	主婦の生活時間について(2)	家政学雑誌(4-2, 3)	
現代の幸福感	宮城音弥他, 「()」		家庭婦人と読書	吉谷綱武, 読書春秋(5-5)	
家庭の幸福をもとめて	庄野潤三他, 「()」		主婦のしわよせ	港野喜代子, 思想の科学(1-8)	
難生活協同組合の「家庭会」を訪ねて	生活協同組合(4-2, 3)		主婦の座	向山雅重, 信濃(6-9)	
家庭生活の病根調査	村田松男, 社会事業(37-6)		肉屋に勝った英国の主婦たち	向山雅重, 中央公論(69-9)	
一児童の生活環境を改善するための			主婦という第二職業論	石垣綾子, 婦人公論(2月号)	55
貧困家庭とパーソナリティの形成	石黒大義, 青年心理(5-4)		「婦人学級」の主婦を訪ねて	渡辺道子, 「()」	
家庭生活の幸福は何処から	唄 孝一他, ニューエイジ(6-8)		「十丹牛乳」と主婦の闘い	三巻秋子, 「()」	
日本の家庭とカトリック的 家庭観	森田宗一, 世紀(57)		主婦の時代は始まった	清水慶子, 「()」	
100年後の家庭生活、 家庭の役割について	原田三夫, 家庭科教育(28-6)		「主婦第二職業論」の盲点、 主婦の愛情と犠牲	坂西志保, 「()」	
児童の福祉と家庭	乾 孝, 教育音楽(10-2)	55	家事労働は主婦の天職ではない	大沢英子, 「()」	
	太宰博邦, 青少年問題(2-2)		値下げ連合会	島津千利世, 「(6月号)」	
			一主婦連に注文あり	実業之日本(58-13)	

(以下次号)

N P 製法で

ヨーロッパ風の味



よく練るほどよい香りと味に
森永では N P プラントで 72
時間休みなく練っています

森永ミルクチョコレート

20円・50円・100円

蚊・はね・油虫なら だんぜん

バルサン・ゾールは、香りのよい速効性の強力殺虫液で、しかも透明、キハツ性ですから衣類や畳、建具を汚す心配は全くありません

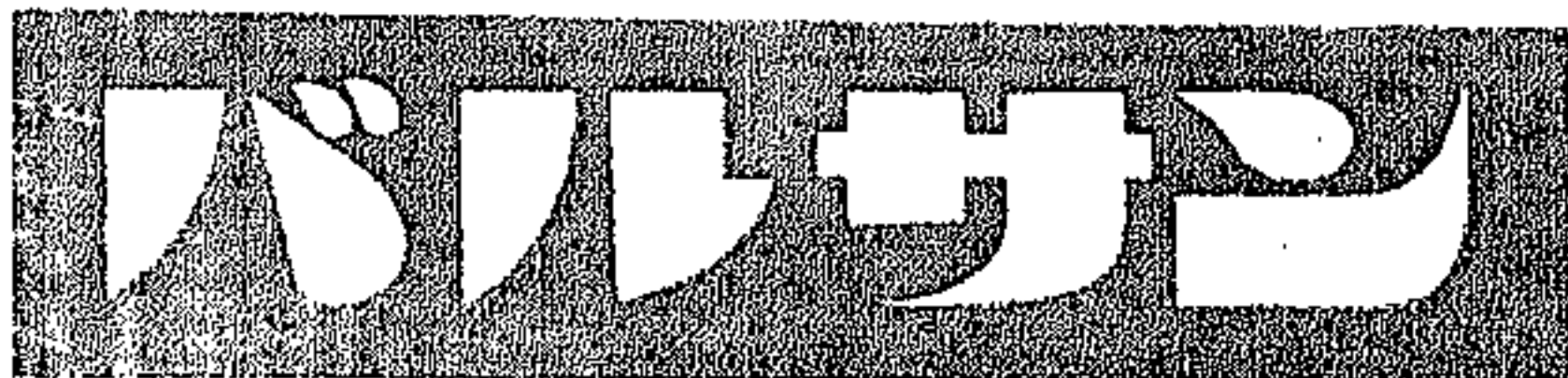
★噴霧には使い心地、耐久性ともに満点な家庭用の小型軽便噴霧器バルサン・スプレーが便利です。

★噴煙式の殺虫剤バルサン香、大型のバルサン・ロッド、頑強なうじ退治にはうじ殺しバルサンが好評です。



噴霧器
バルサン・スプレー

殺虫王印



バルサン・ゾール
300cc入………¥130
バルサン・スプレー
1箇………¥80

★その他の姉妹品
うじ殺しバルサン、バルサン香
バルサン・ロッド、乳剤、油剤

〔説明書送呈〕 東京日本橋本町 中外製薬株式会社

